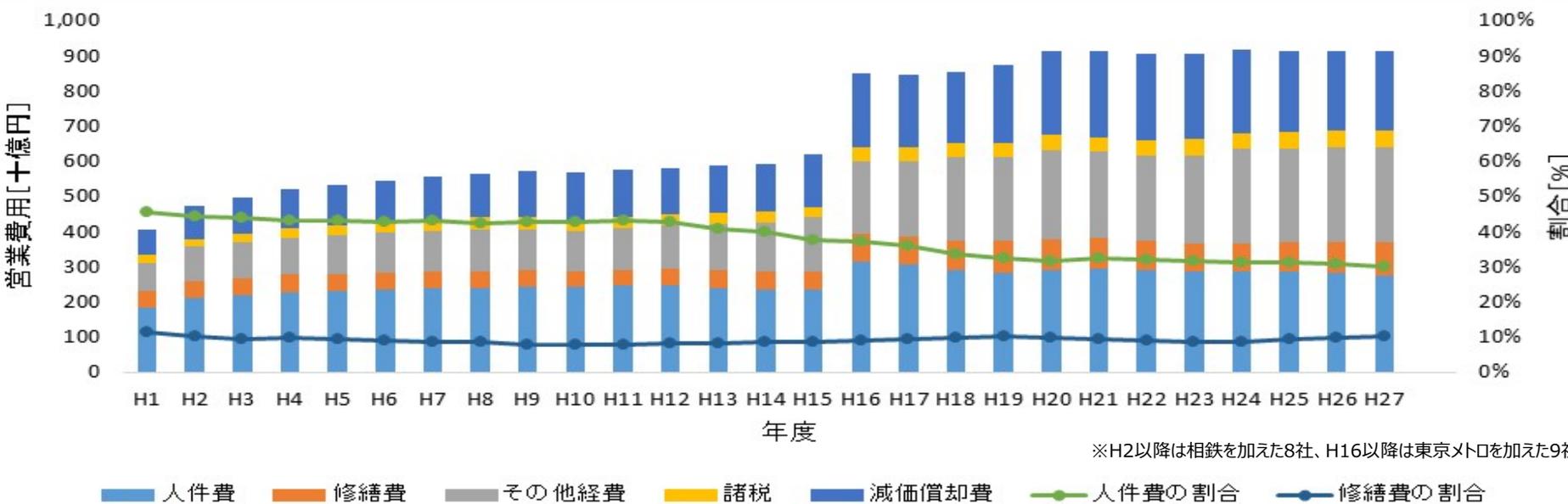
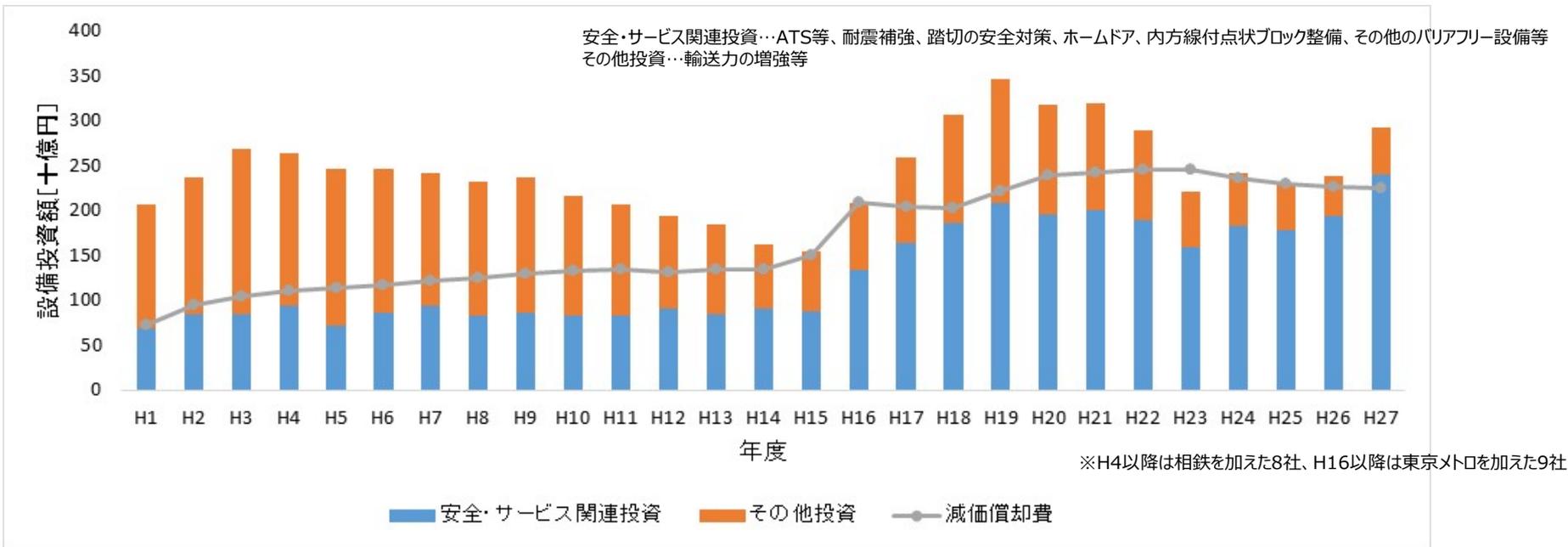


<都市鉄道における利用者ニーズの高度化等に対応した施設整備促進に関する検討会>

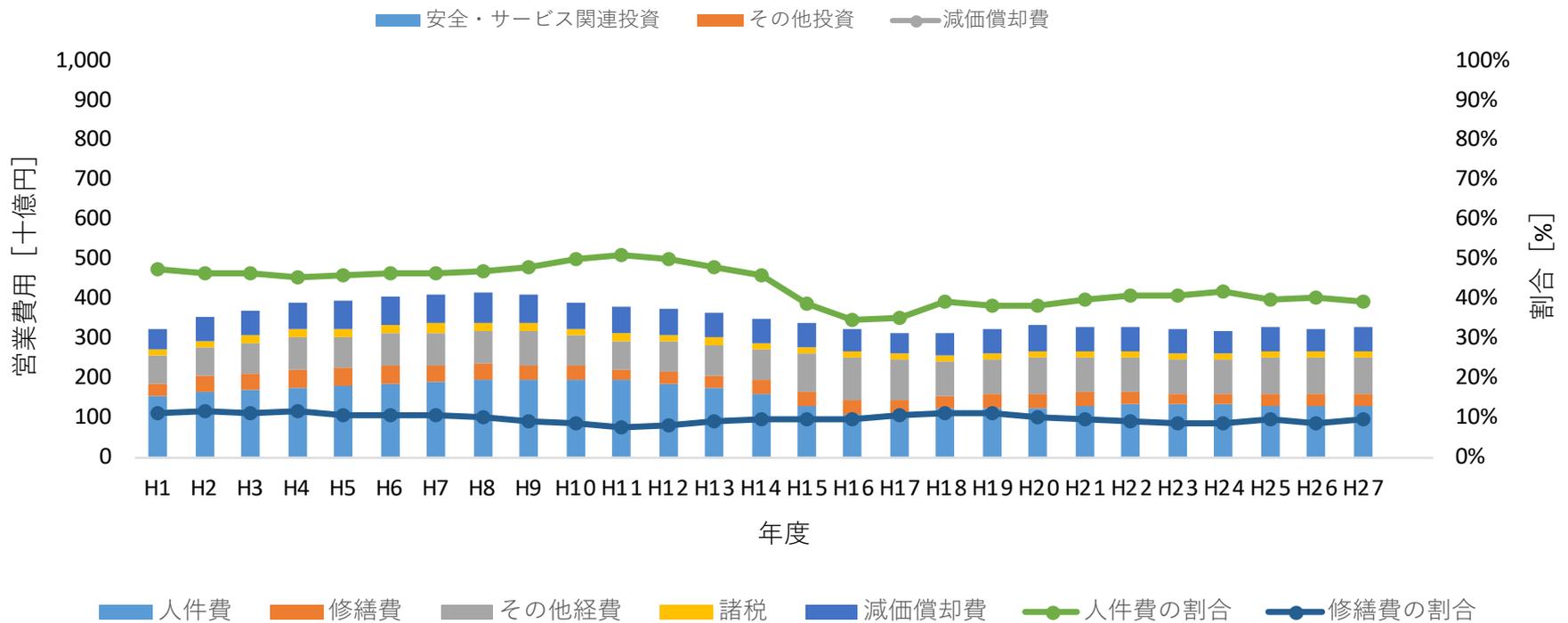
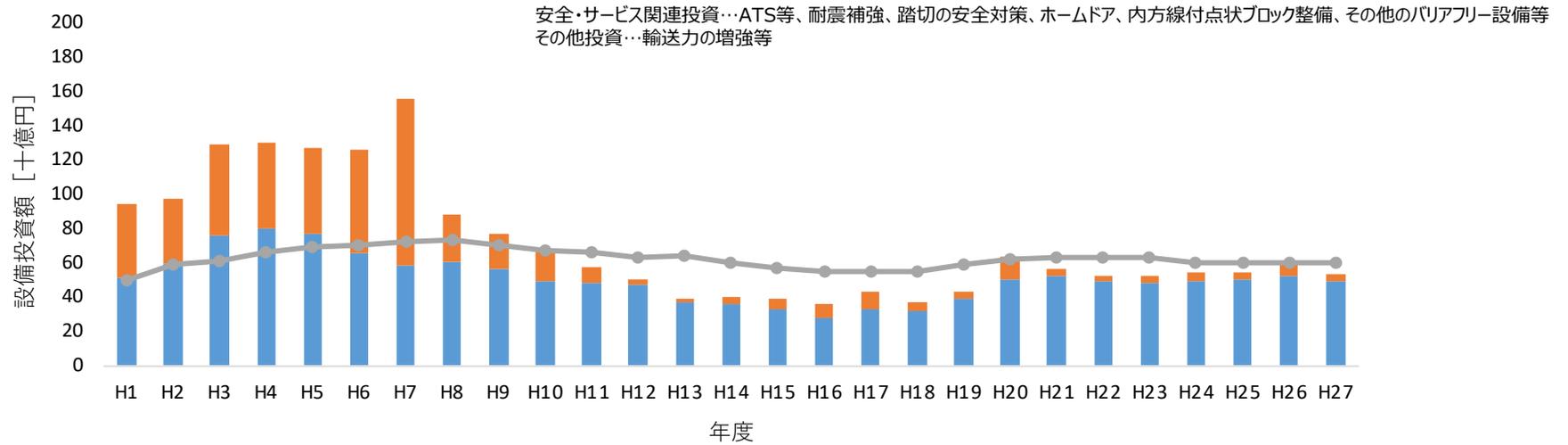
参考資料

1.	大手民鉄16社の設備投資額と営業費用の推移	1
2.	ユニバーサルデザイン2020行動計画の概要	19
3.	鉄道運賃・料金に係る関係法令	21
4.	再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の補足資料	24
5.	ユニバーサルサービス制度の補足資料	27

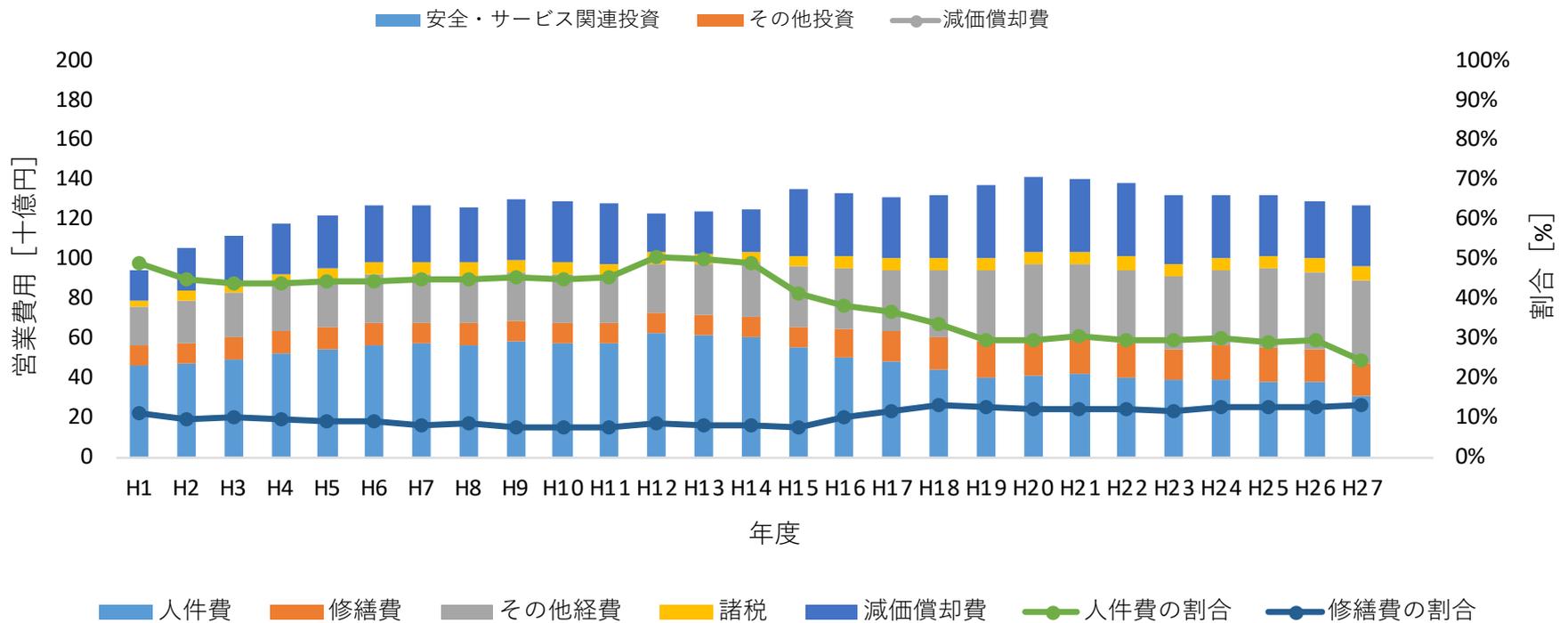
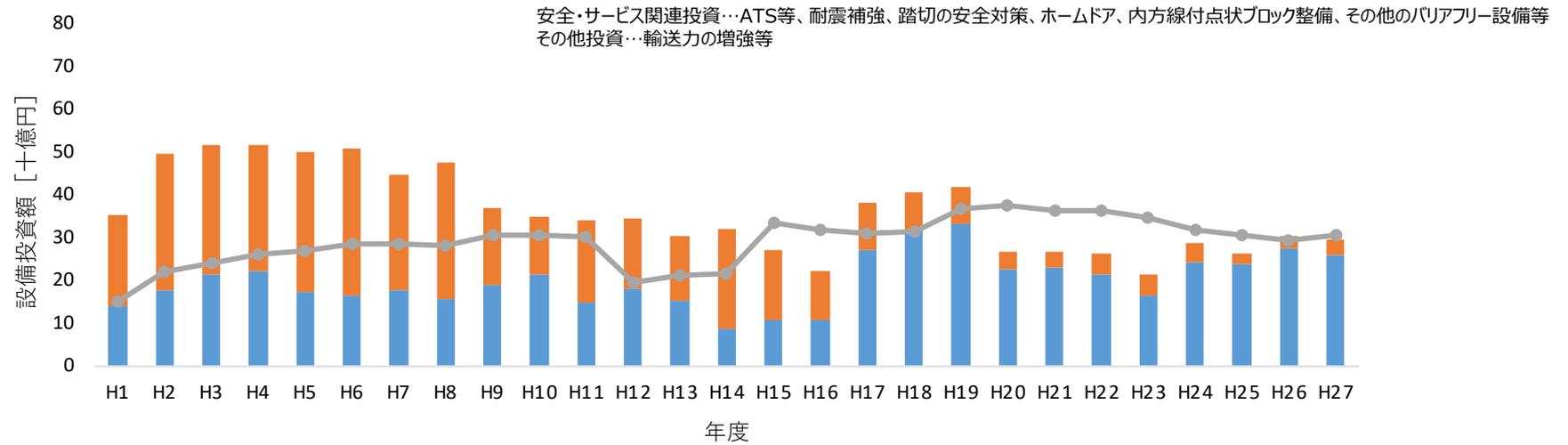
大手民鉄(関東9社)の設備投資額と営業費用の推移



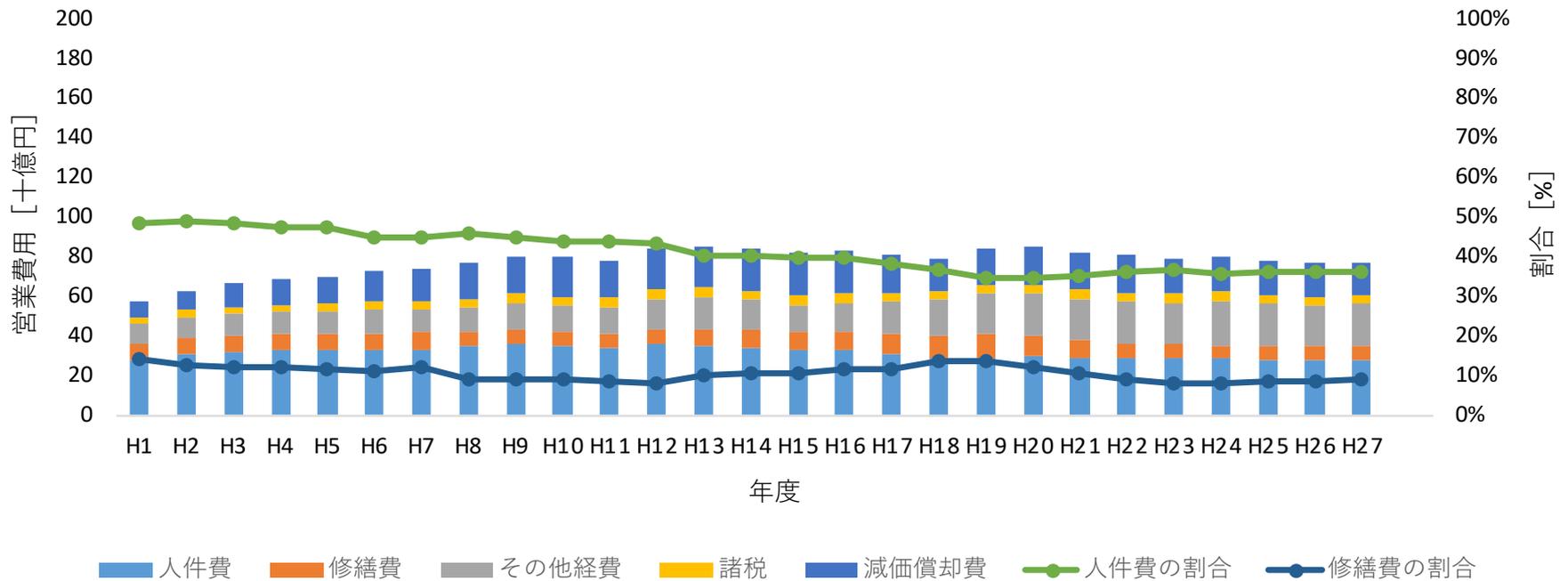
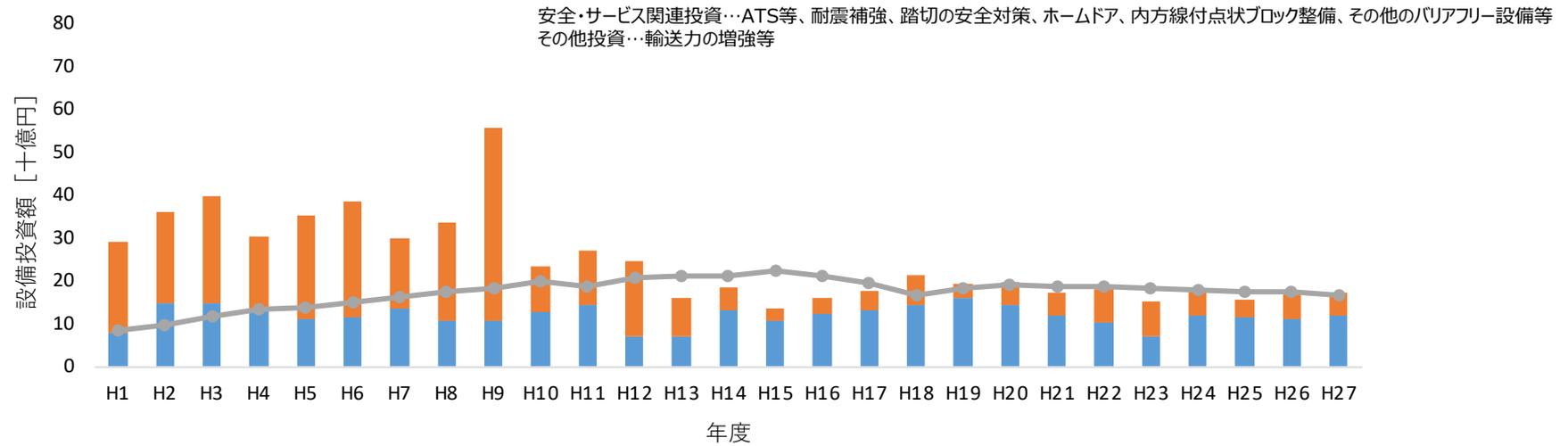
大手民鉄(近畿5社)の設備投資額と営業費用の推移



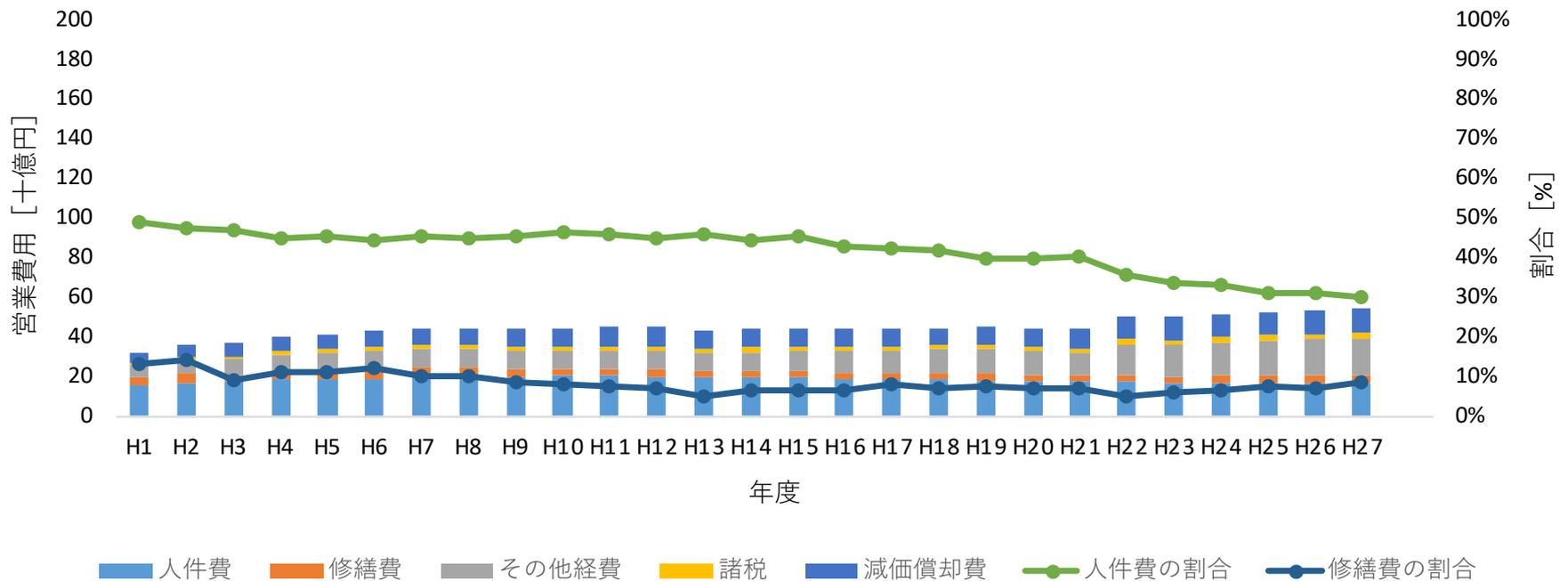
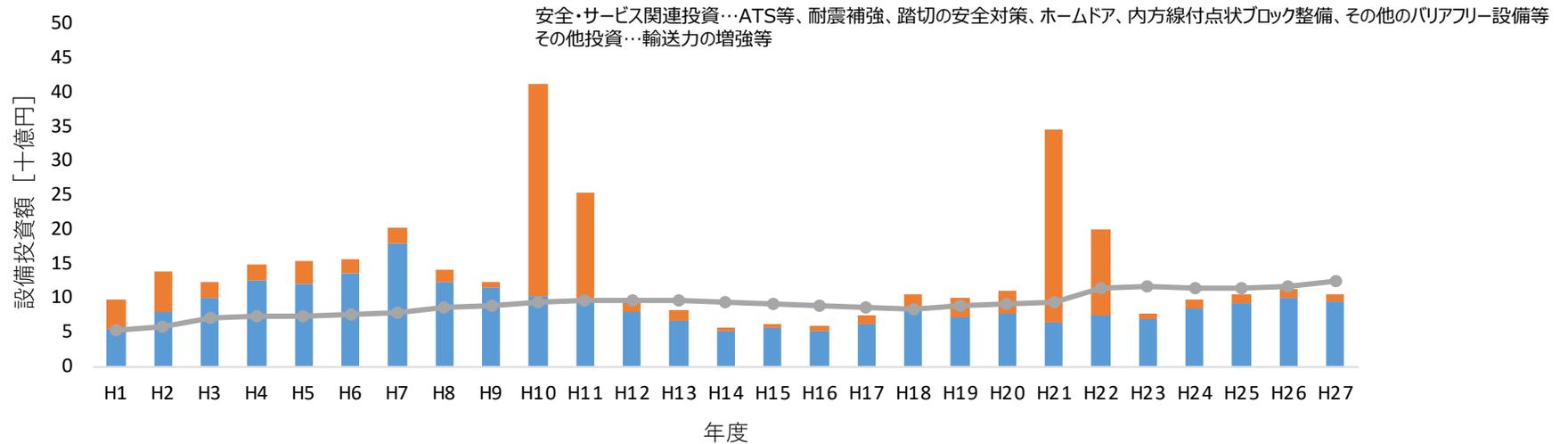
東武鉄道の設備投資額と営業費用の推移



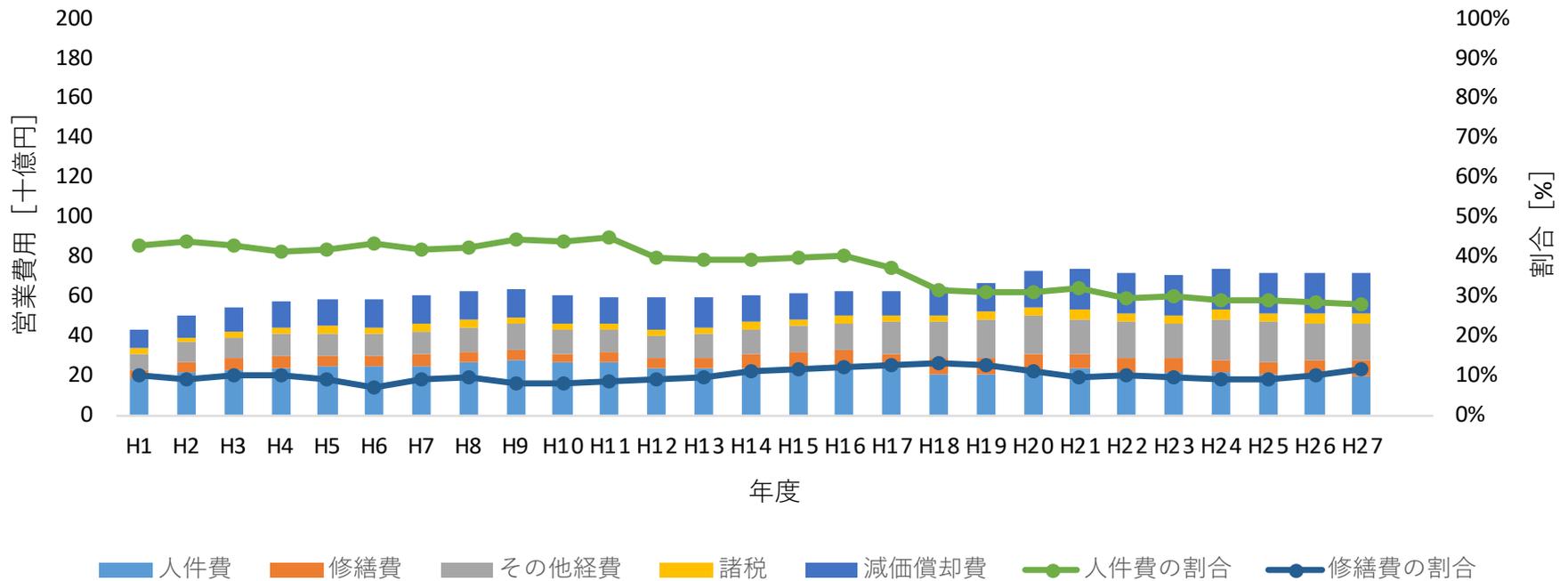
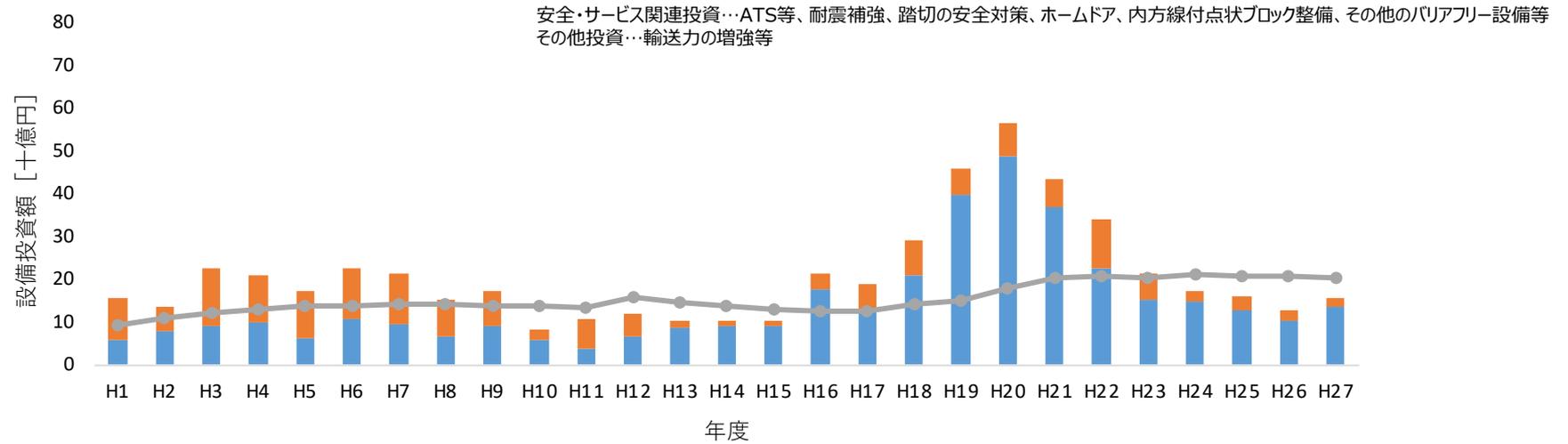
西武鉄道の設備投資額と営業費用の推移



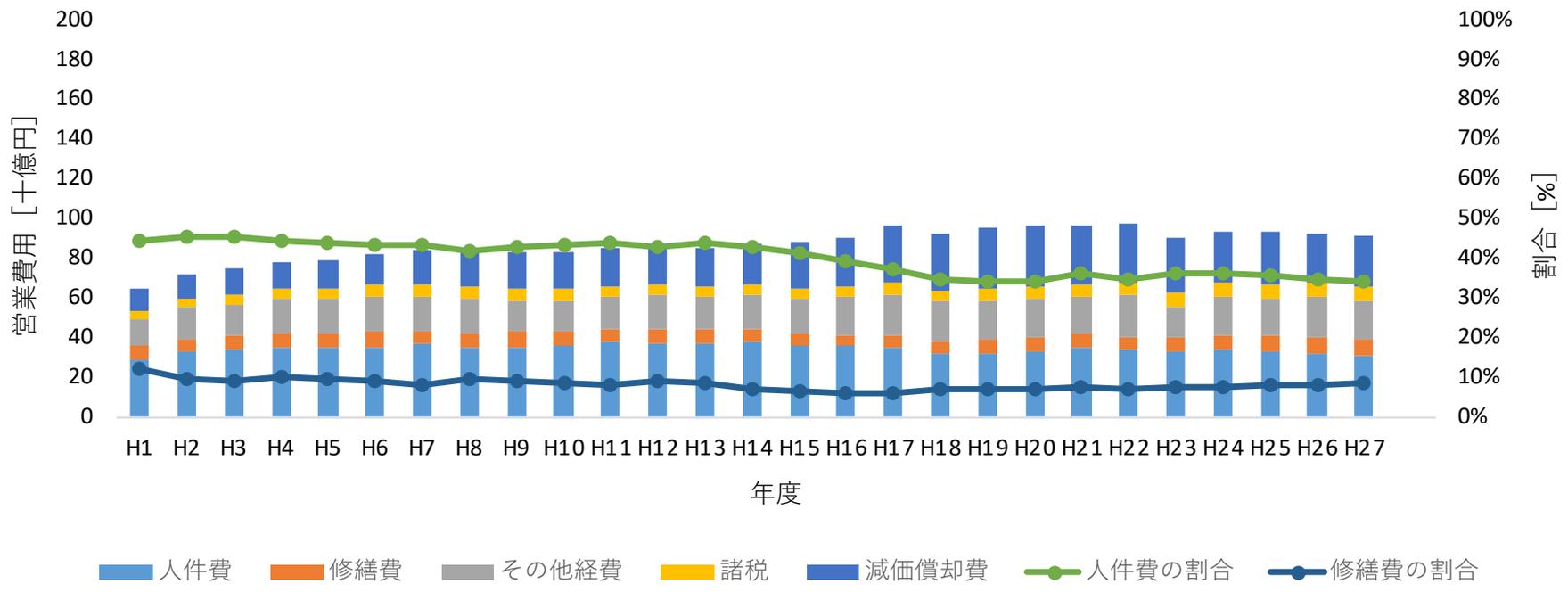
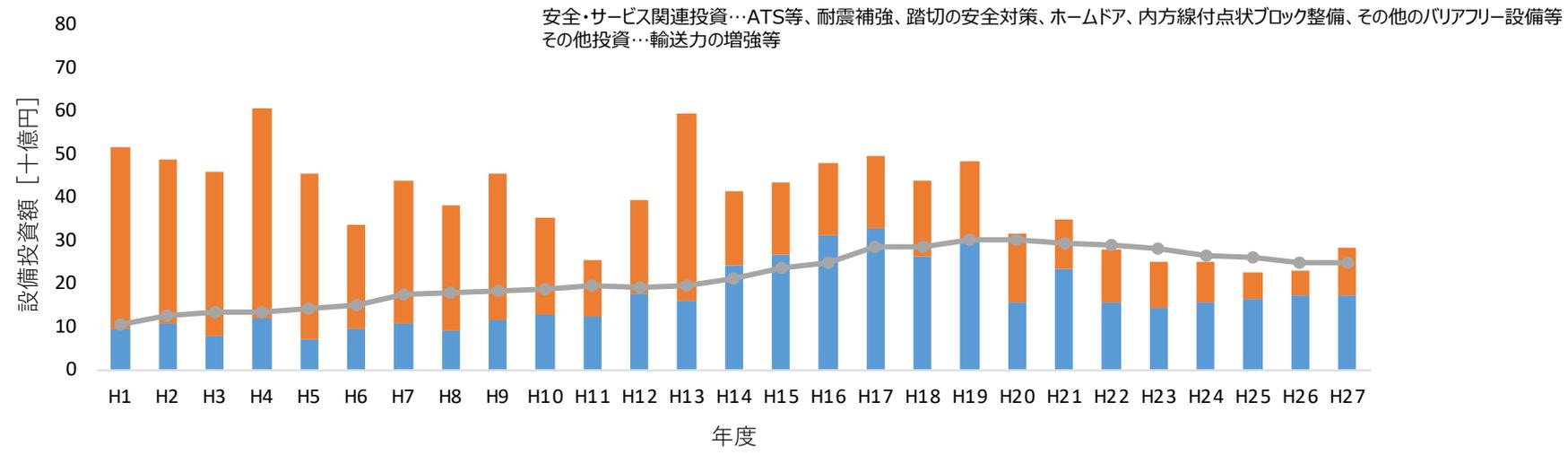
京成電鉄の設備投資額と営業費用の推移



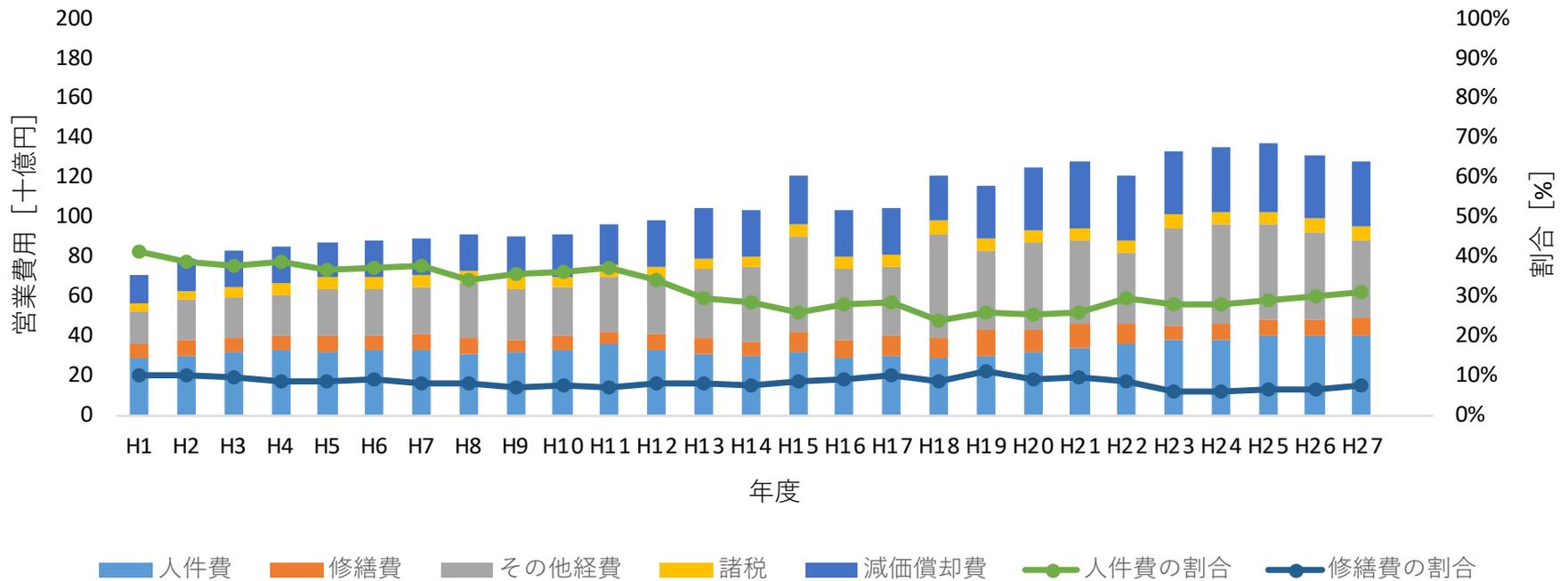
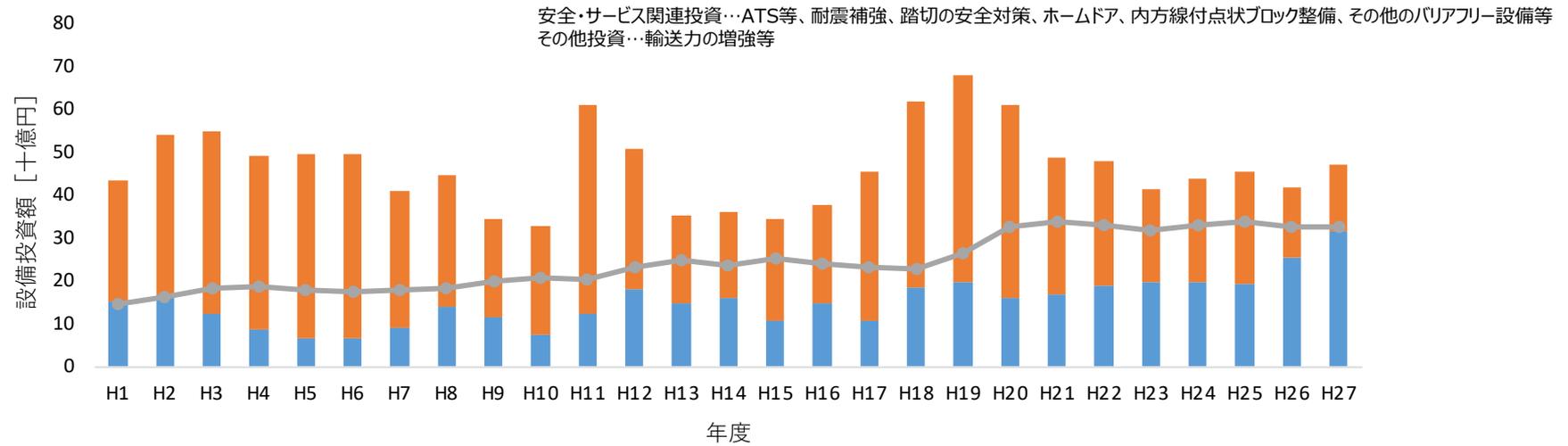
京王電鉄の設備投資額と営業費用の推移



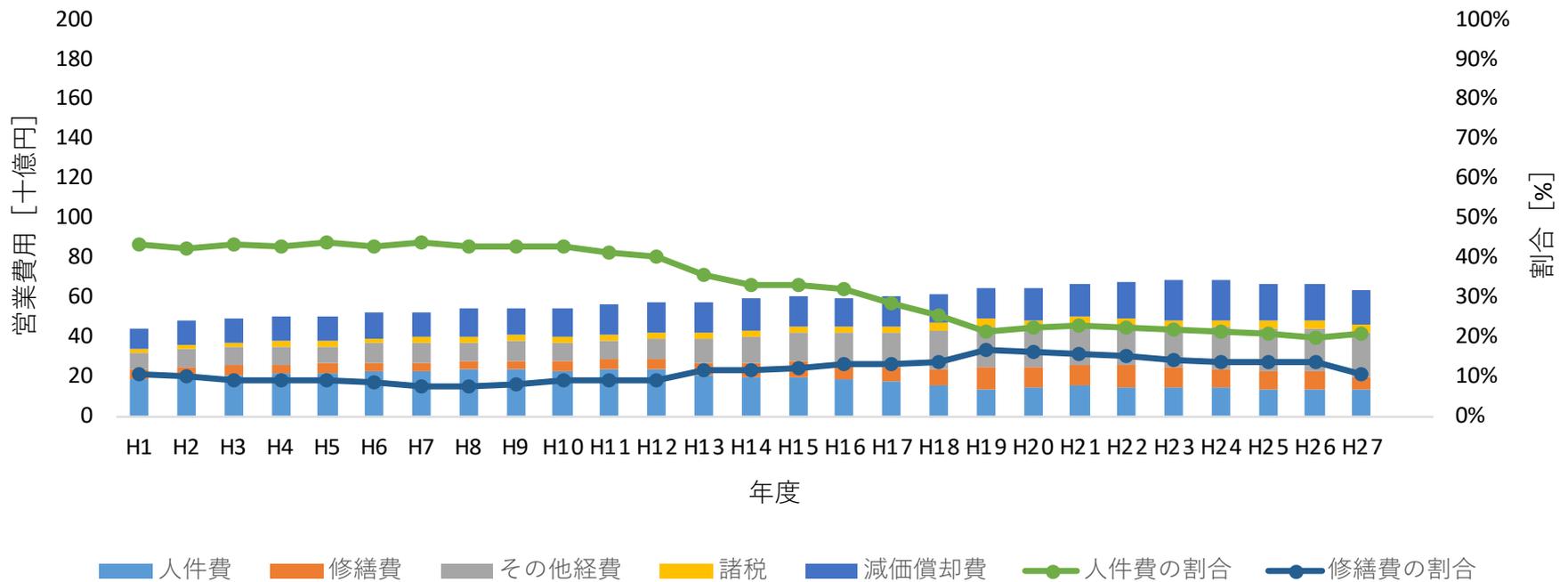
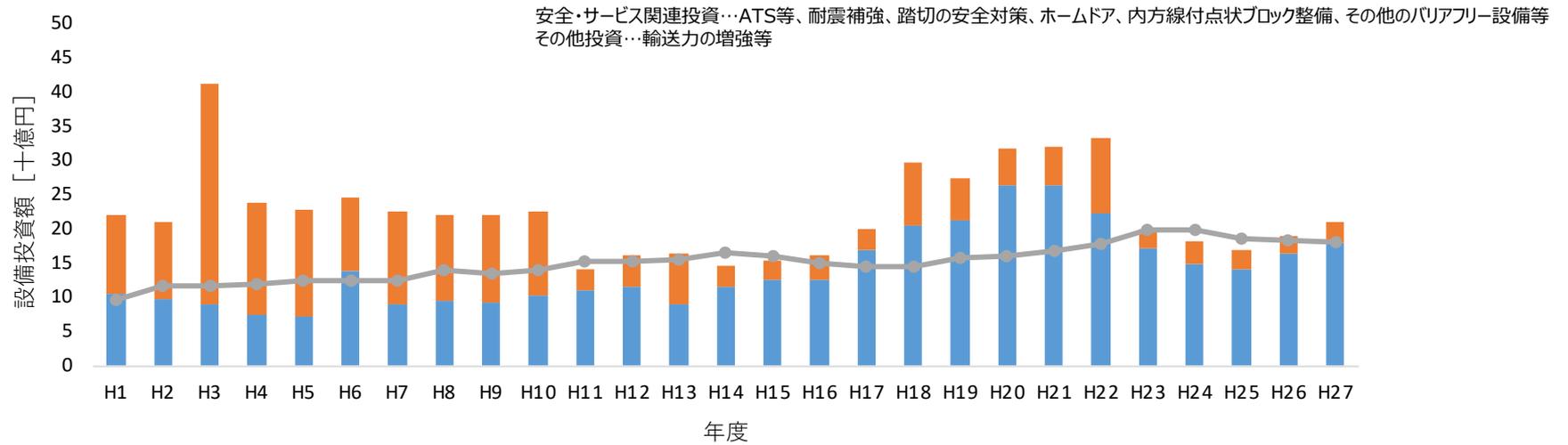
小田急電鉄の設備投資額と営業費用の推移



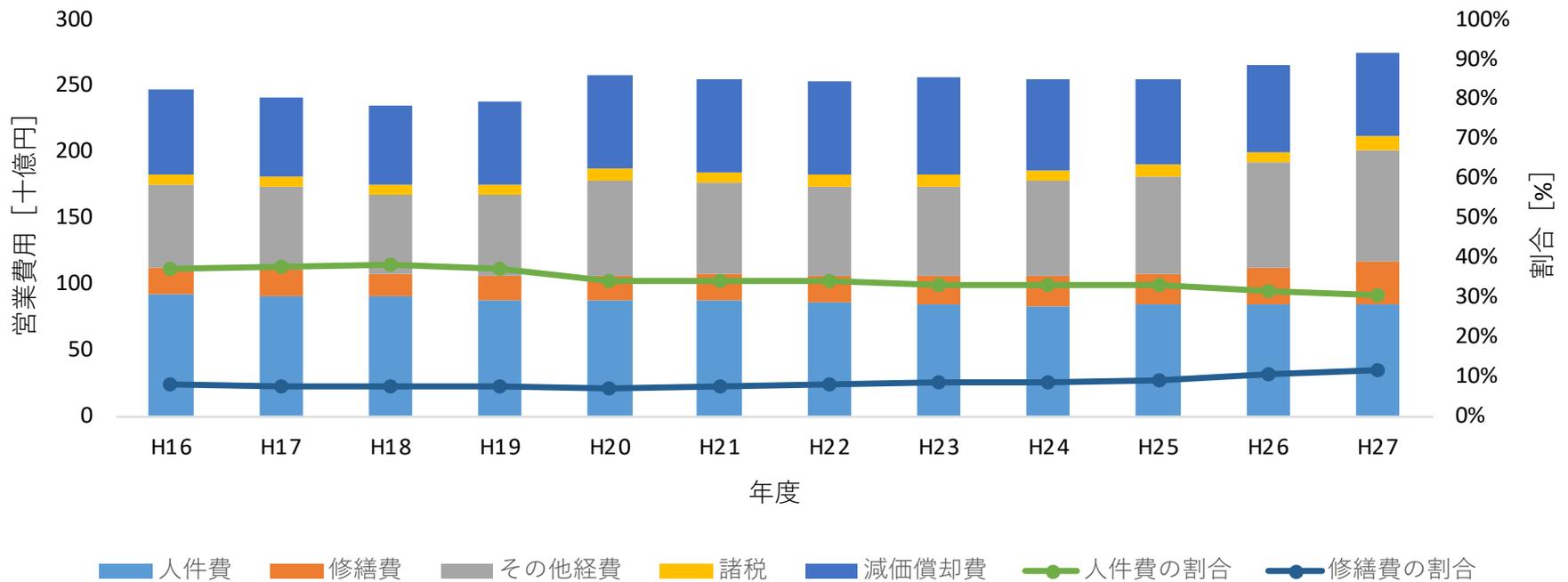
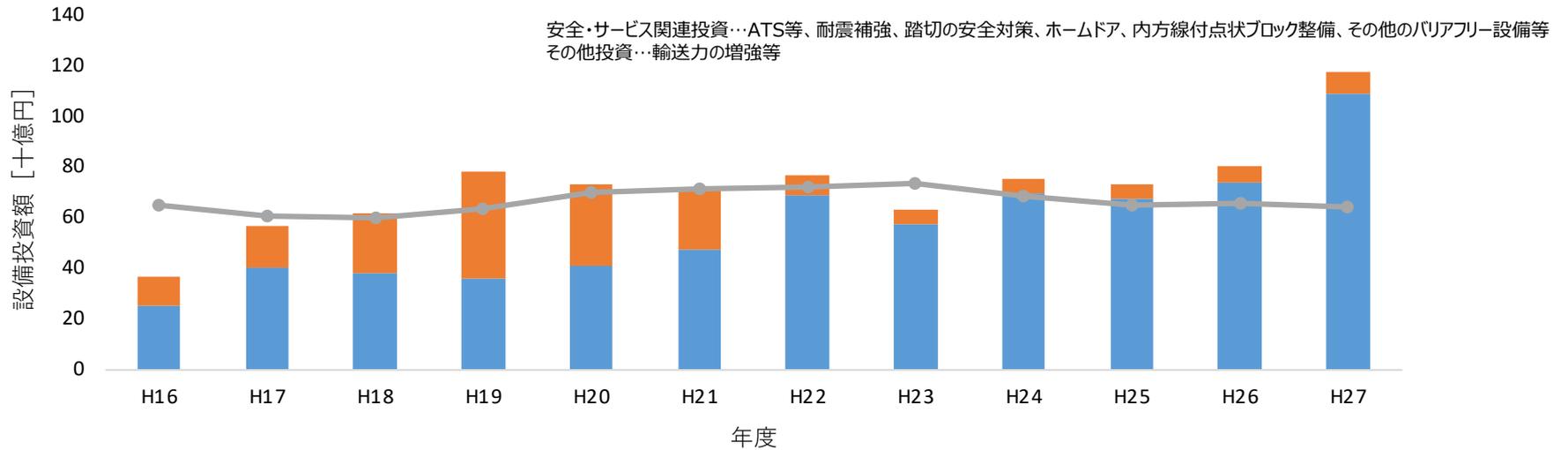
東急電鉄の設備投資額と営業費用の推移



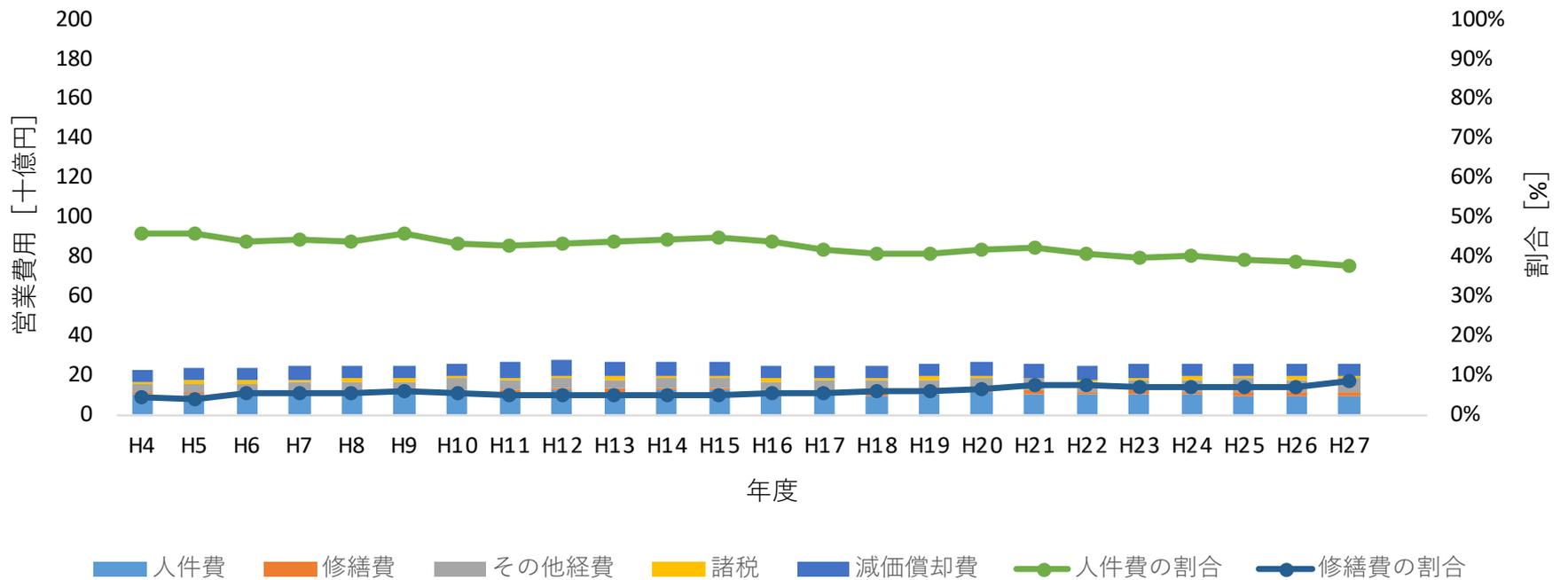
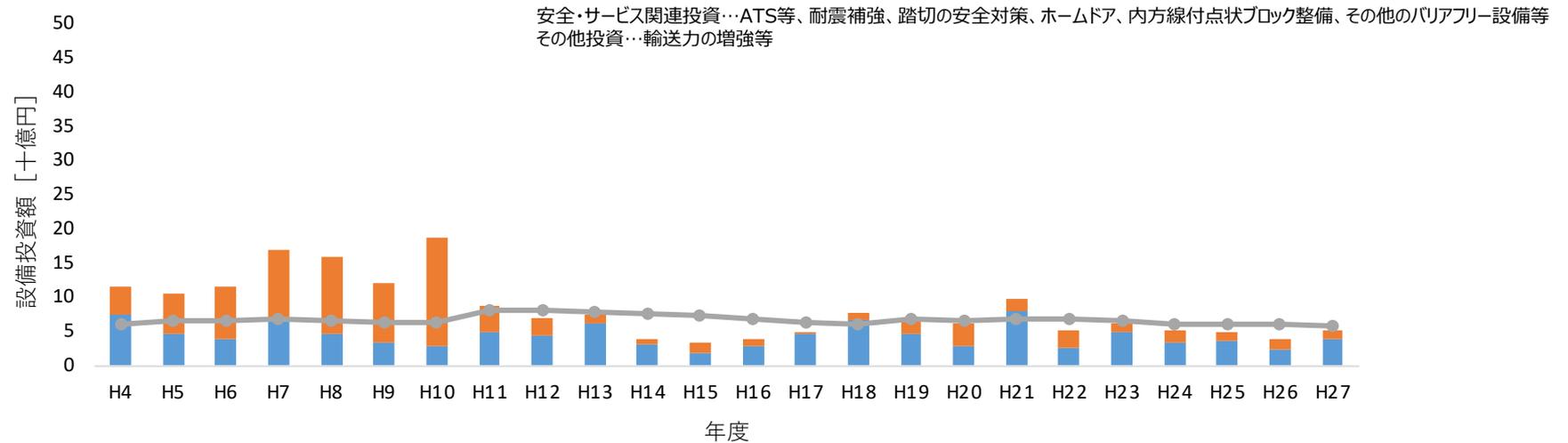
京浜急行の設備投資額と営業費用の推移



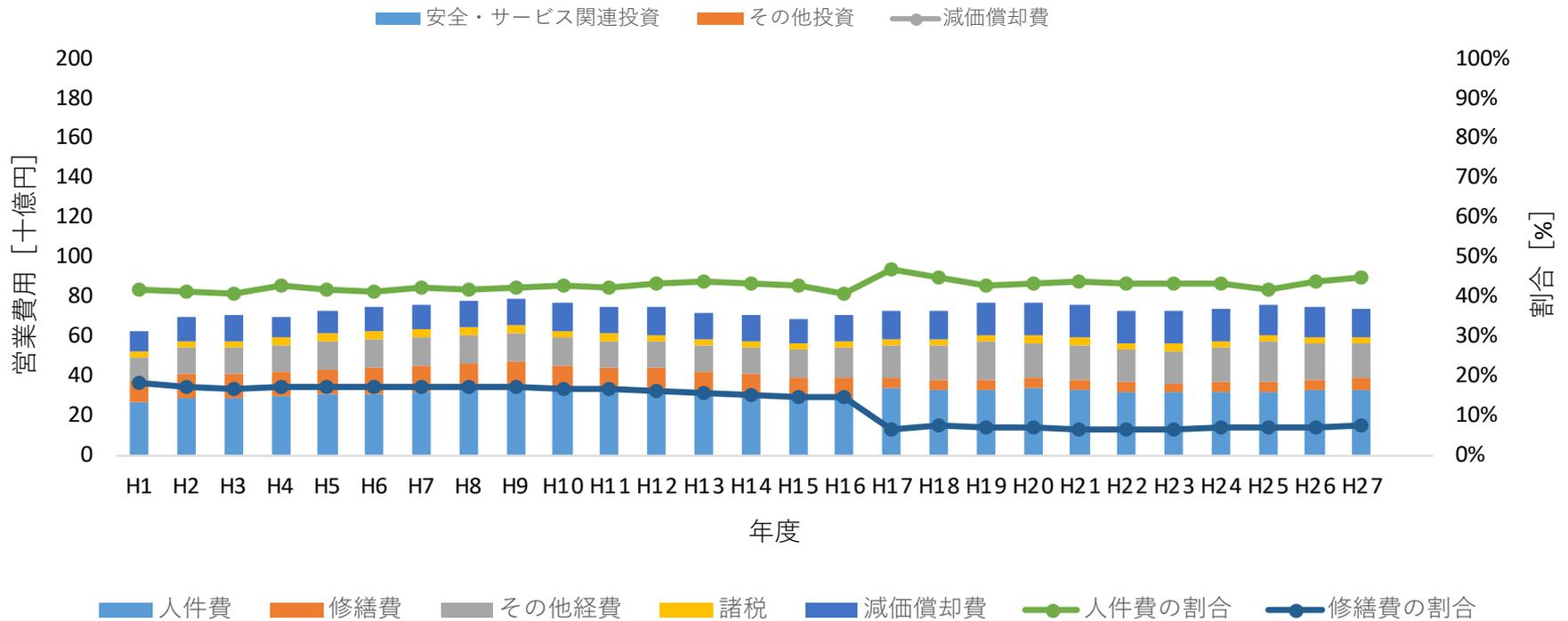
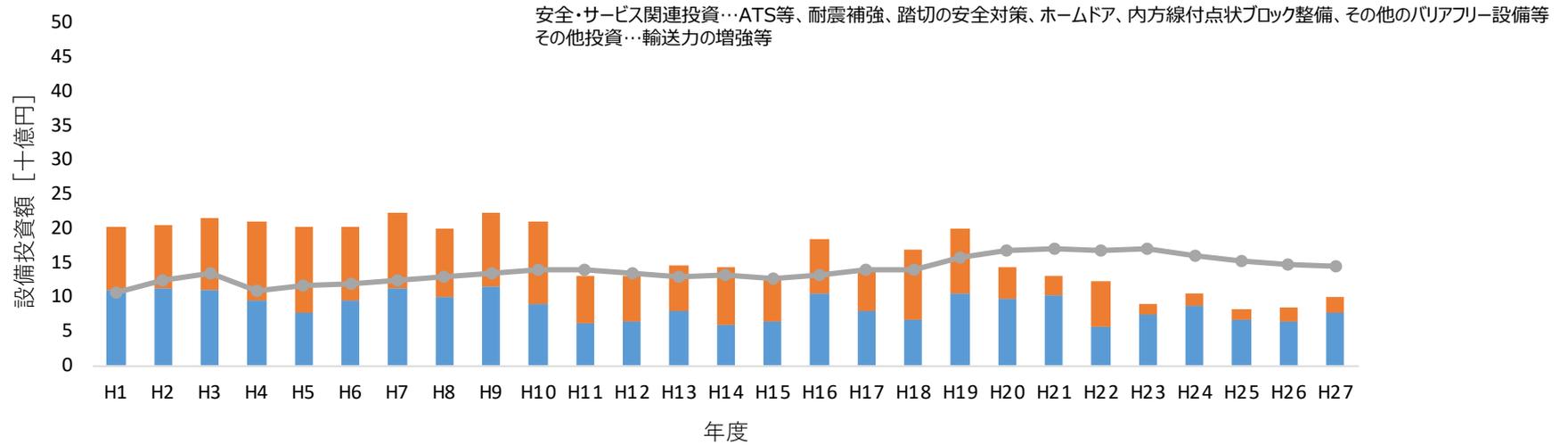
東京メトロの設備投資額と営業費用の推移



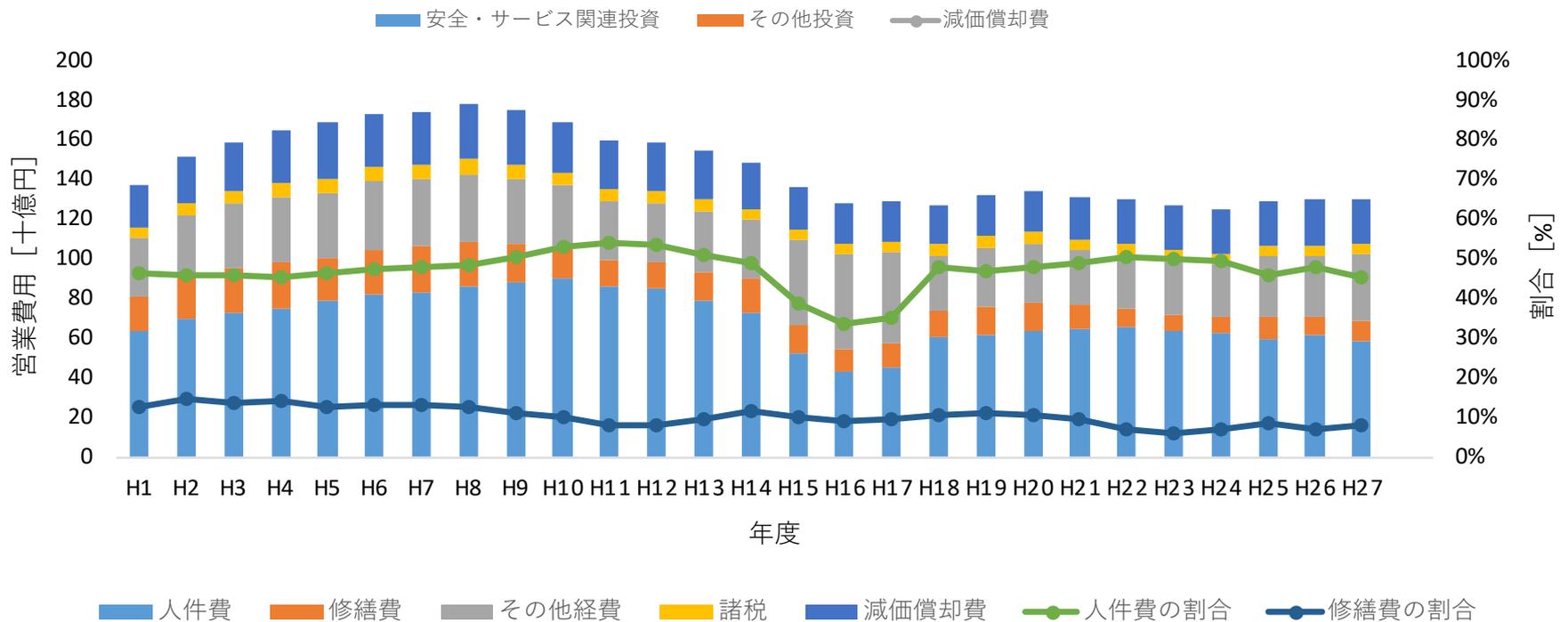
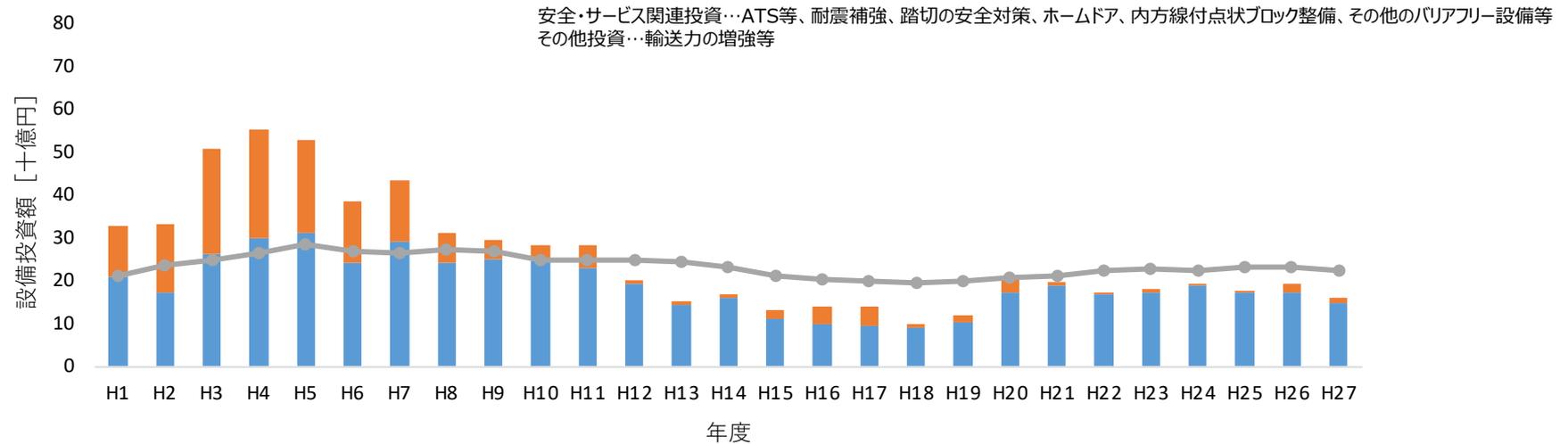
相模鉄道の設備投資額と営業費用の推移



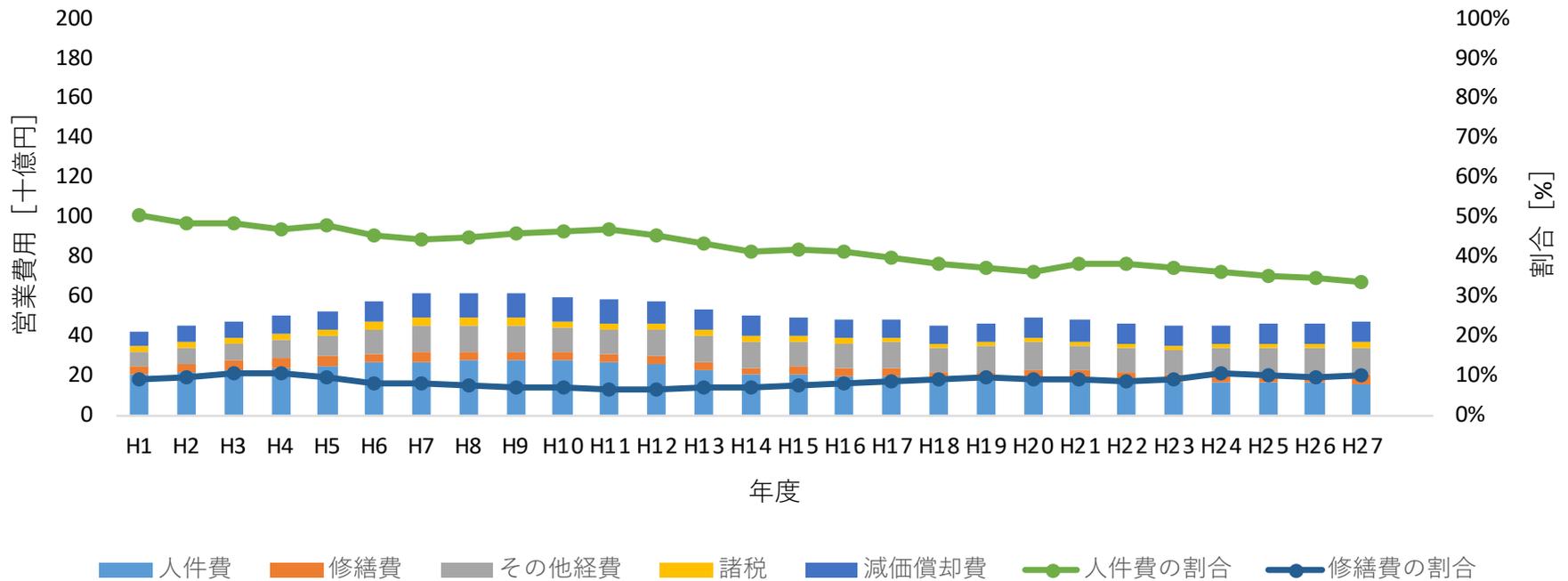
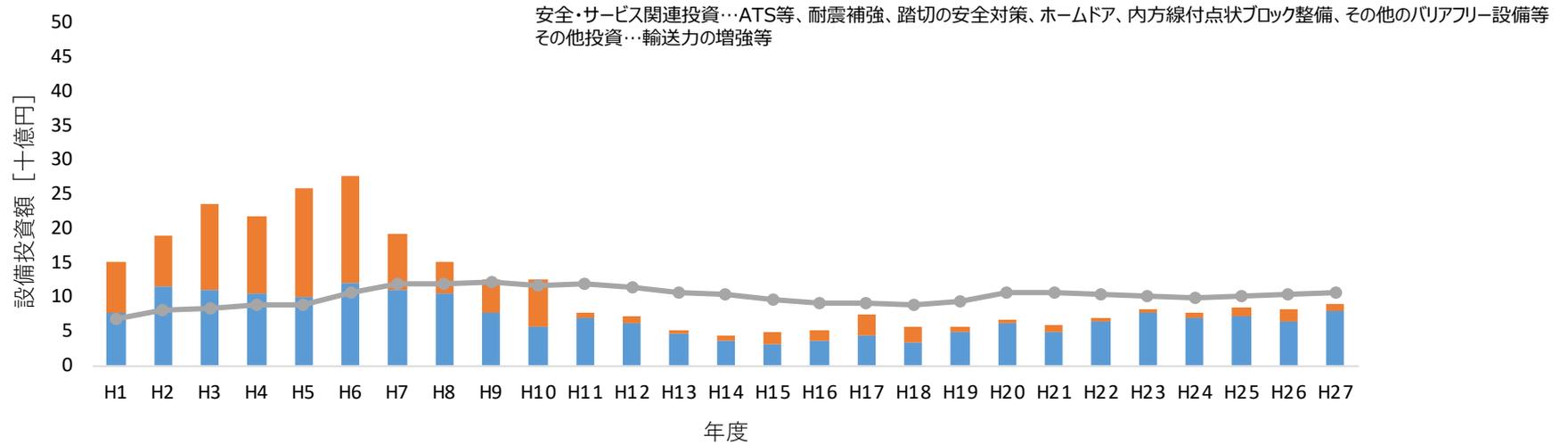
名古屋鉄道の設備投資額と営業費用の推移



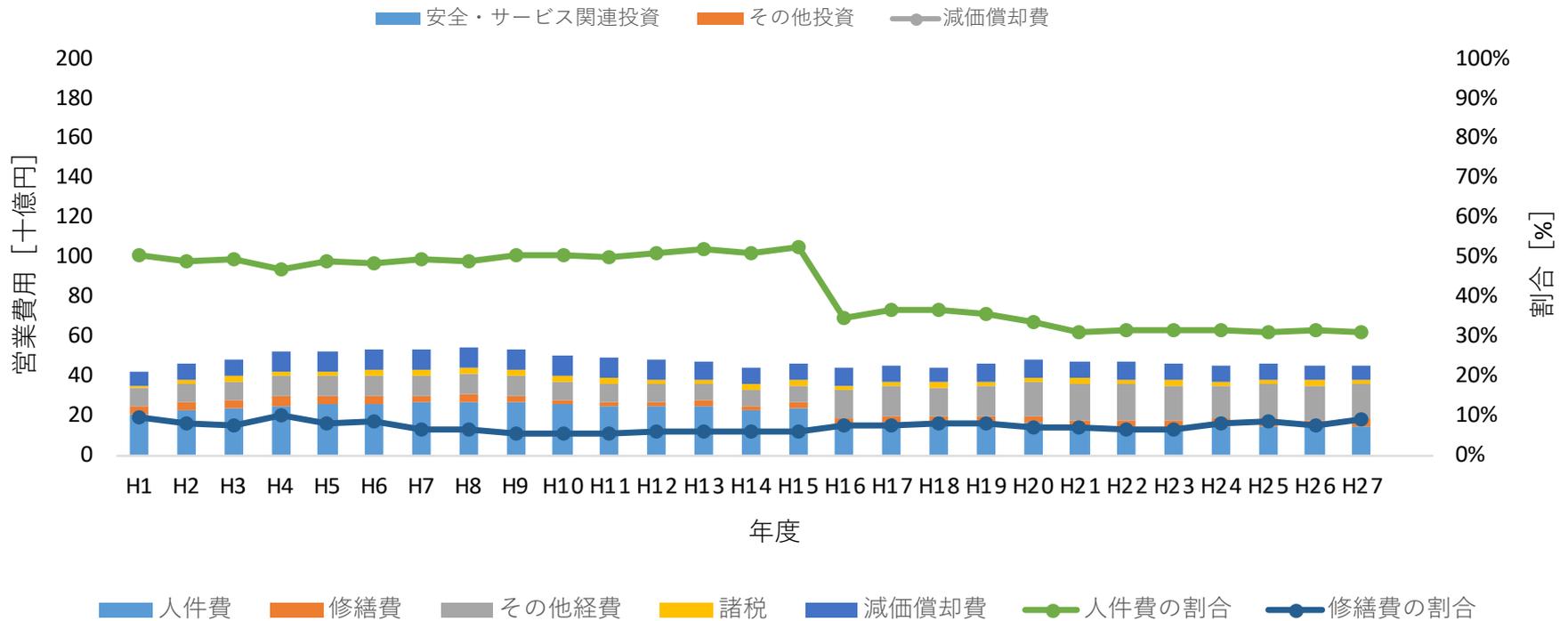
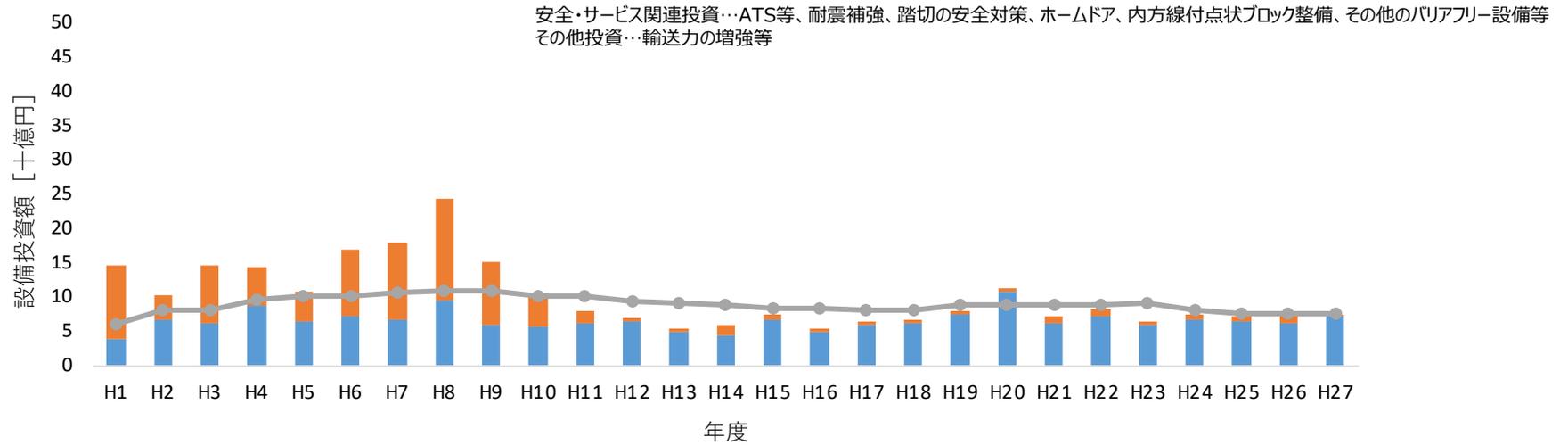
近畿日本鉄道の設備投資額と営業費用の推移



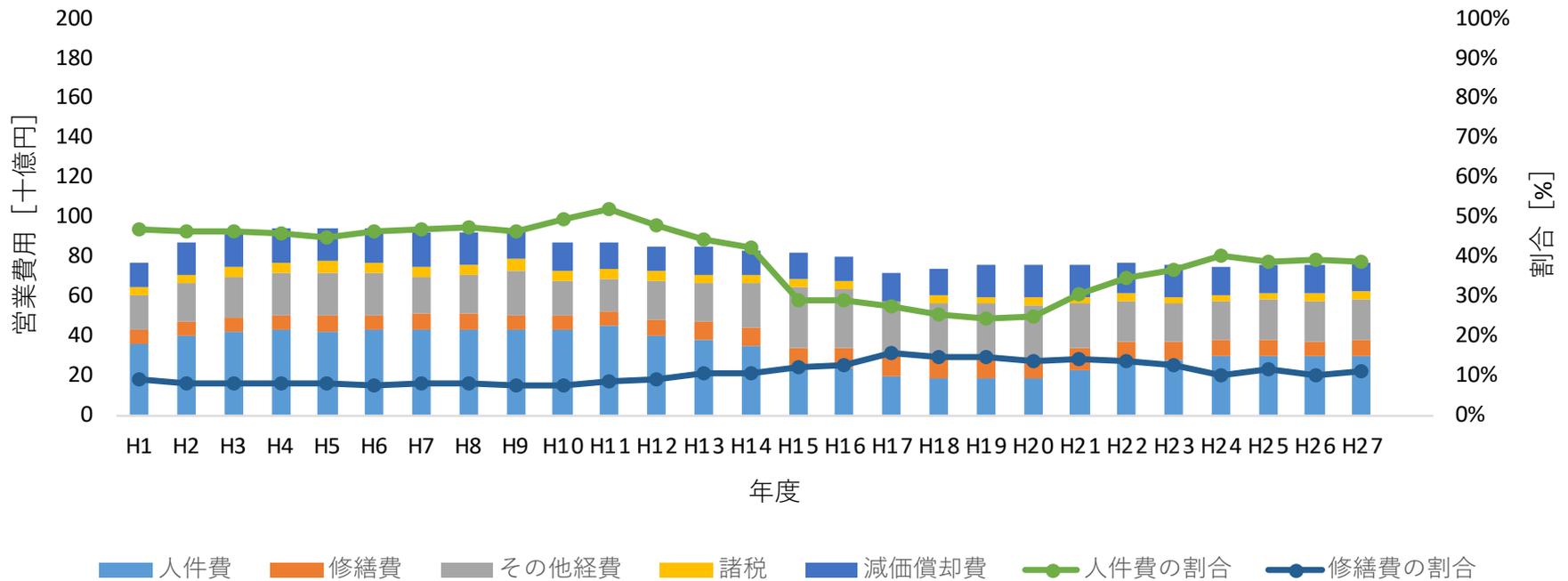
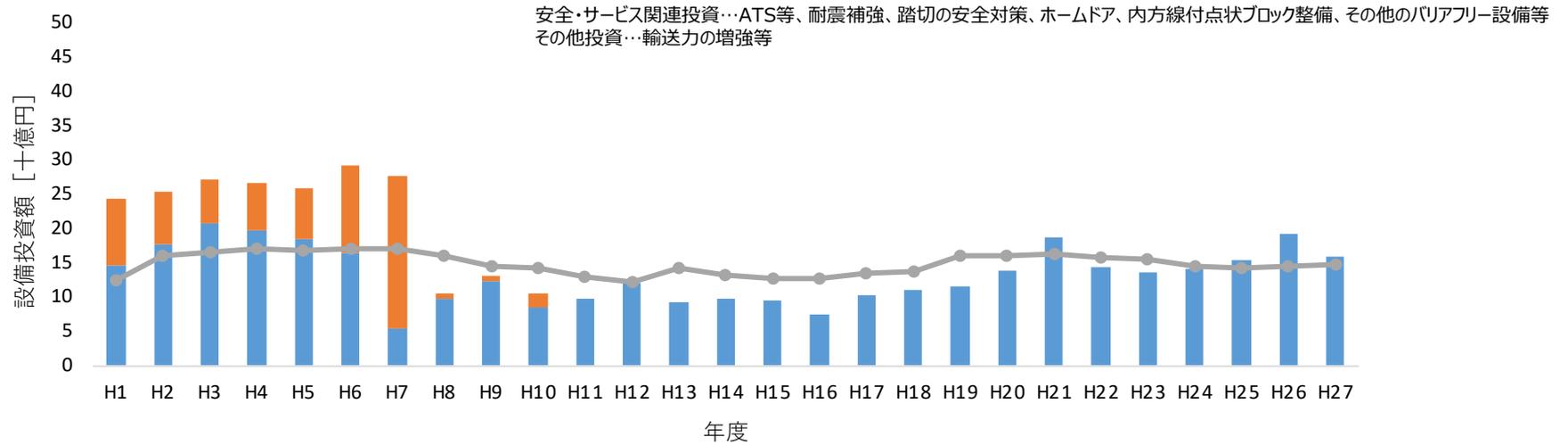
南海電鉄の設備投資額と営業費用の推移



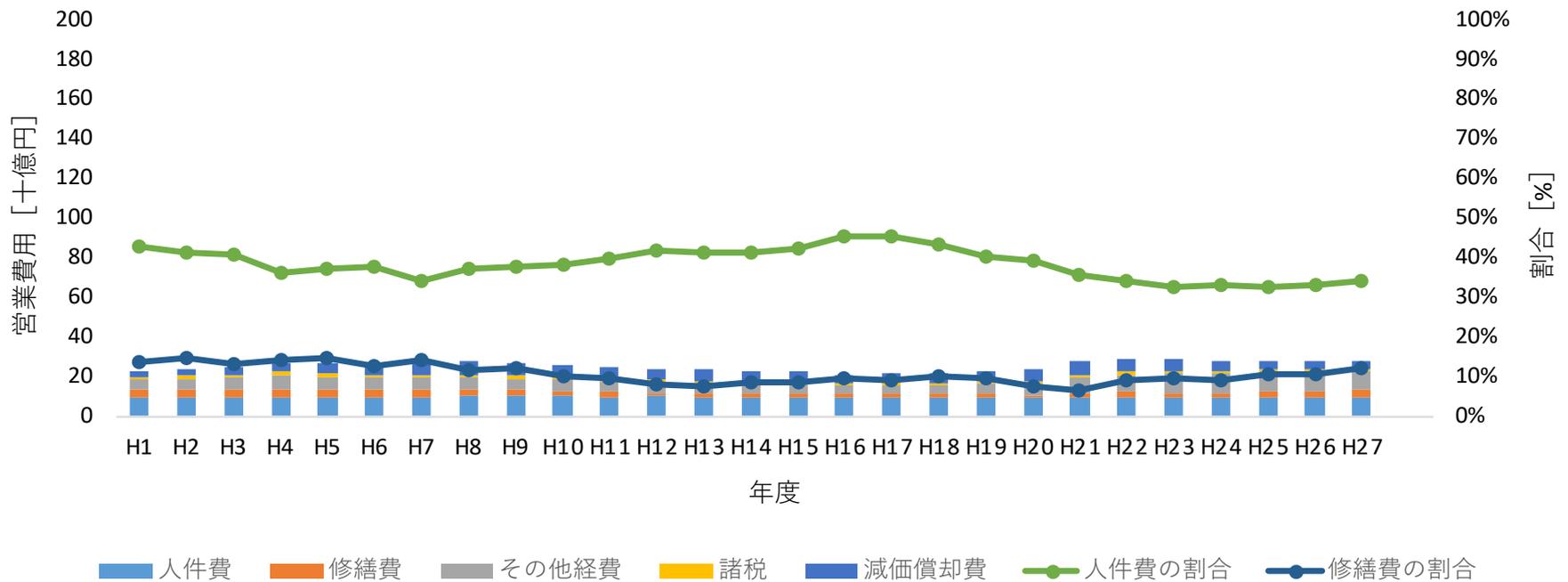
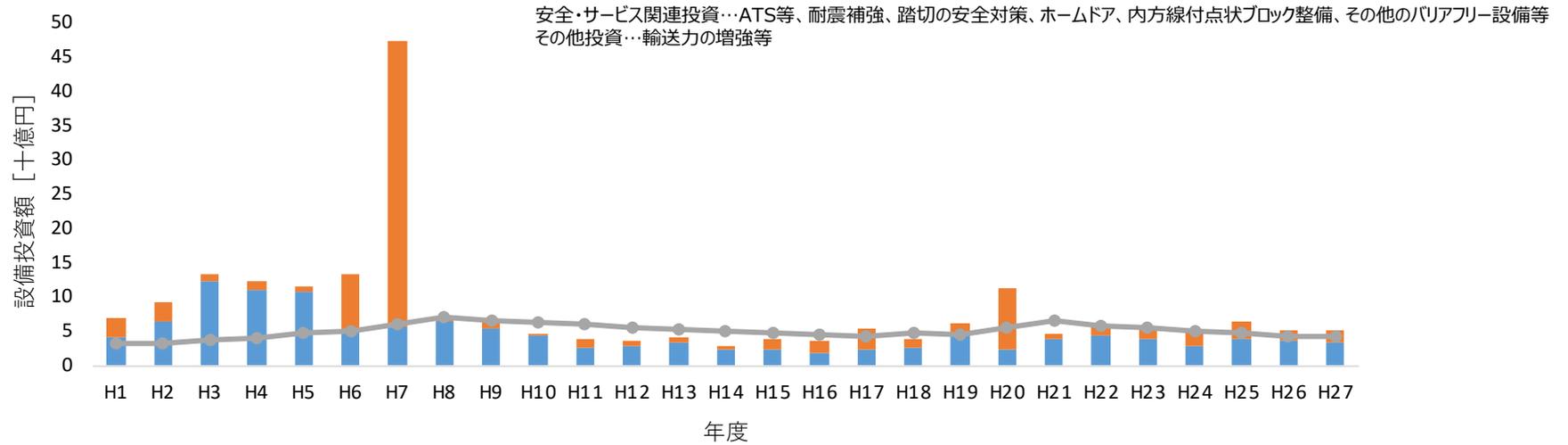
京阪電鉄の設備投資額と営業費用の推移



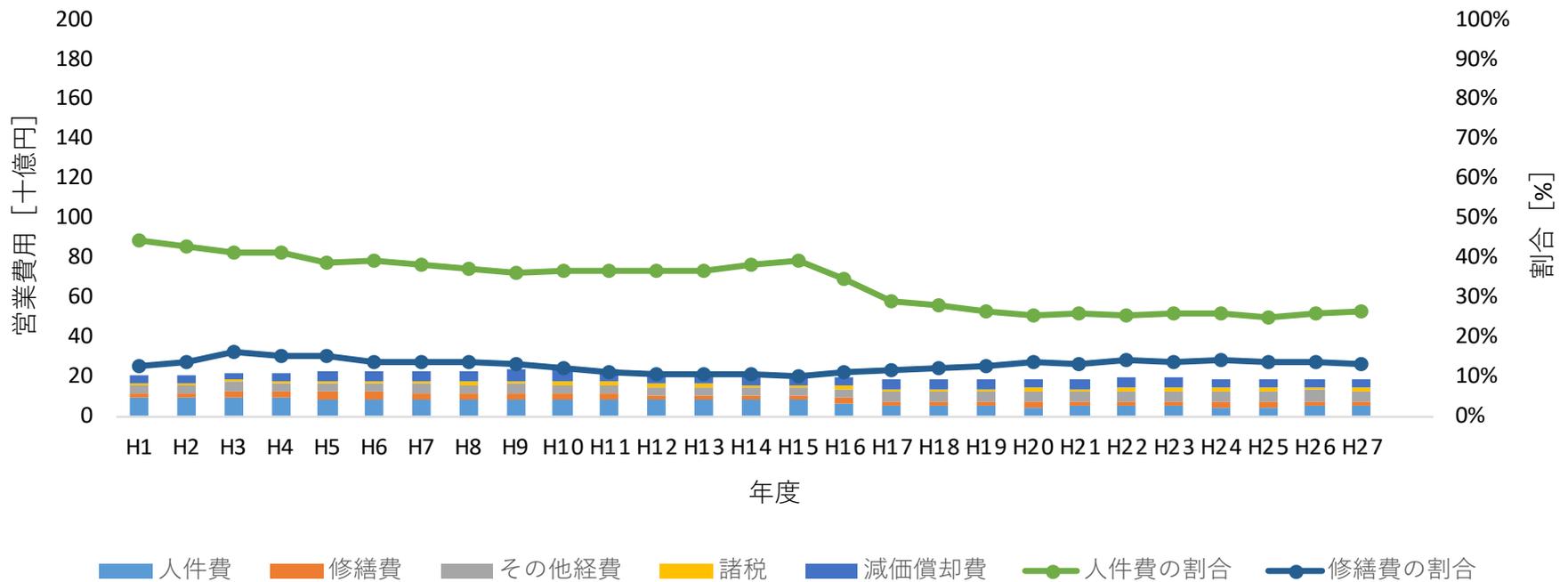
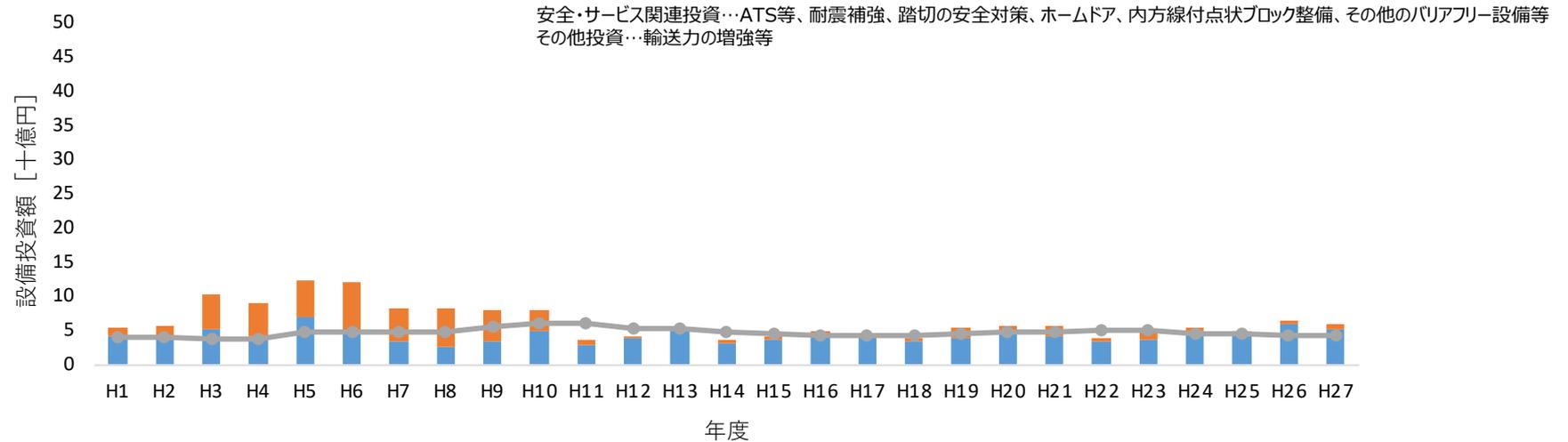
阪急電鉄の設備投資額と営業費用の推移



阪神電鉄の設備投資額と営業費用の推移



西日本鉄道の設備投資額と営業費用の推移



- 東京大会は共生社会の実現に向けて社会構造を変える絶好の機会。成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機
- 「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の考え方を共有し、全国で、人々の心にある障壁の除去に向けた取組(心のバリアフリー)及び物理的障壁や情報にかかわる障壁の除去に向けた取組(ユニバーサルデザインの街づくり)を進めるべき

【行動計画 主な施策(国交省関連)】

ユニバーサルデザインの街づくり(東京)

空港から競技会場等に至る連続的かつ面的なバリアフリーを推進、世界水準での重点的なバリアフリー化を実現

○競技会場周辺エリア等の連続的・面的なバリアフリー化の推進



<北参道駅>
<バリアフリー化実施例>

- ・アクセス道路について、重点整備区間を決定の上、バリアフリー化を重点支援
- ・主要な都市公園について、2020年までにバリアフリー化。特に高水準のバリアフリー化を達成するものに対しモデル事例として整備を図ることを検討
- ・主要建築物におけるトイレの実態調査(28年度)に基づき、トイレのバリアフリー化、活用を推進



<競技会場周辺道路(イメージ)>

○成田空港、羽田空港国際線ターミナル等のバリアフリー化の推進

- ・成田空港・羽田空港国際線ターミナルにおける世界トップレベルのユニバーサルデザイン化に向け、28年度中に数値目標を設定し、取組を具体化
- ・UDタクシー乗降の利便性向上に向け、羽田空港国際線ターミナルタクシー乗り場の再配置を28年度中に完了

○主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進

- ・大会関連駅のエレベーター増設やホームドア整備等への重点支援



<ホームドア>



<エレベーター>

<正着性を高めるバリアフリー縁石>



- ・都内主要ターミナル(新宿、渋谷、品川、虎ノ門等)において、都市再開発の中でバリアフリー化を推進(2020年までの供用目標)

<渋谷再開発>



- ・都心～臨海部BRT計画(2019年運行開始予定)へのバリアフリー新技術の導入検討(28年度、実証実験等を実施)

○リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進

- ・空港アクセスバスのバリアフリー化、UDタクシーの導入促進を支援。東京23区で2020年に25%のUDタクシーを目指す
- ・オリパラ特別仕様ナンバープレートの寄付金を活用し、更なるUDタクシー等の導入促進(数値目標の見直しも検討)
- ・観光バス等の貸切バスについて、リフト付きバス等のバリアフリー車両の導入促進策等を検討



ユニバーサルデザインの街づくり（全国各地）

超高齢社会への対応、地方への観光誘客拡大等の観点から、全国のバリアフリー水準を底上げし、東京大会のレガシー化

○バリアフリー法を含む関係施策の検討

施行後10年が経過したバリアフリー法を含む関係施策について検討

- ・バリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、平成29年度中に検討、そのスパイラルアップを図る

○バリアフリー基準・ガイドラインの改正

義務付け基準やガイドラインを改正し、全国の交通施設・建築施設のバリアフリー水準を底上げ

- ・交通バリアフリー基準・ガイドライン改正（29年度中目途）
- ・建築物に係る設計標準の改正（28年度）



鉄道車両の車いすスペース設置箇所拡大、ホテル客室の指針見直し 等

○観光地のバリアフリー化

障害のある人が訪れやすい観光地づくりに向け、観光地エリア全体の面的なバリアフリーを推進

- ・観光地のバリアフリー状況について統一指標によりモデル評価（28年度）
- ・高齢者、障害者等の旅行支援を行うバリアフリー旅行相談窓口を拡大

○公共交通機関等のバリアフリー化

鉄道、旅客船ターミナル、空港、バス・タクシー等におけるバリアフリー化の更なる推進

- ・「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」中間取りまとめ（28年12月）に基づき、ホームドアの設置、駅員の声掛け等により駅ホームの安全性を向上
- ・鉄道の車椅子利用環境（待ち時間等）の改善（28年度中に検討会設置）
- ・ハンドル型電動車椅子の鉄道車両等への乗車要件見直し（28年度末に結論）
- ・主要旅客船ターミナルにおける陸上交通機関からの連続的なバリアフリー化状況を今年度中に点検し、バリアフリー化を促進
- ・関西空港、中部空港、新千歳空港、那覇空港等のバリアフリー化について、28年度中に数値目標を設定し、取組を具体化 等



○都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進

地域の中核となる施設を中心に連続的かつ面的なバリアフリーを推進

- ・主な道路1700kmを引き続きバリアフリー化（2020年までの完了目標）
- ・更に主要鉄道駅等周辺の道路について、バリアフリー化の実態調査を実施・公表し、各市町村のバリアフリー化の取組を支援
- ・地域における重点的・一体的なバリアフリー化に資するバリアフリー基本構想の作成ガイドブックを改訂し、市町村による計画策定を促進
- ・パーキングパーミット制度の導入促進に向け、検討会を設置 等

○トイレの利用環境の改善

様々な障害のある人にとって利用しやすいトイレ環境の整備

- ・ガイドライン等を改正、利用者分散に向け機能分散・充実を促進（28年度、29年度）
- ・トイレ利用のマナー改善に向けたキャンペーンを実施



○ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援

ICTを活用し、障害のある人等が自立して移動できる環境の整備

- ・空港から競技会場までの移動支援に向け、28年度より、歩行者のための移動支援サービスの実証実験を実施（東京駅周辺等4箇所）。民間事業者との連携を強化し、移動支援サービスの普及を促進
- ・バリアフリールート・所要時間を提供する乗換検索システムや、鉄道車両内における障害者向け走行位置案内アプリの実現に向け、28年度に技術調査等を実施 等

心のバリアフリー

○交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実

- ・接遇ガイドライン・マニュアルを29年度中に作成
- ・交通事業者等の行う研修を充実



○参照条文 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）－抄－

（旅客の運賃及び料金）

第16条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 鉄道運送事業者は、第1項の認可を受けた旅客運賃等の上限の範囲内で旅客で旅客運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 鉄道運送事業者は、特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 国土交通大臣は、第3項の旅客運賃等又は前項の旅客の料金が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該鉄道運送事業者に対し、期限を定めてその旅客運賃等又は旅客の料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 二 他の鉄道運送事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

（事業改善の命令）

第23条 国土交通大臣は、鉄道事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 旅客運賃等の上限若しくは旅客の料金（第16条第1項及び第4項に規定するものを除く。）又は貨物の運賃若しくは料金を変更すること。

（運輸審議会への諮問）

第64条の2 国土交通大臣は、次に掲げる処分等しようとするときは、運輸審議会に諮らなければならない。

- 一 第16条第1項の規定による旅客運賃等の上限の認可

第三条 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が第十六条第一項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模（以下「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。）のうち、次条第一項の規定による指定をしたもの以外のものごとに、当該再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。（以下略）。

2・3 (略)

4 調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、第十二項の価格目標及び我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、認定事業者が認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする場合に受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

5～14 (略)

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

4～6 (略)

(交付金の交付)

第二十八条 第五十五条第一項に規定する費用負担調整機関（以下この章において単に「費用負担調整機関」という。）は、各電気事業者における特定契約に基づく再生可能エネルギー電気の調達に係る費用負担を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者に対して、交付金を交付する。

2 前項の交付金（以下単に「交付金」という。）は、第三十一条第一項の規定により費用負担調整機関が徴収する納付金及び第三十八条の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。

(納付金の徴収及び納付義務)

第三十一条 費用負担調整機関は、第五十五条第二項に規定する業務に要する費用及び当該業務に関する事務の処理に要する費用（次条第二項において「事務費」という。）に充てるため、経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）から、納付金を徴収する。

2 (略)

(納付金の額)

第三十二条 (略)

2 前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての電気事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における事務費の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての小売電気事業者等が電気の使用者に供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての電気事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

3～5 (略)

(賦課金の請求)

第三十六条 小売電気事業者等は、納付金に充てるため、当該小売電気事業者等から電気の供給を受ける電気の利用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

2 前項の規定により電気の利用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該小売電気事業者等が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

再生エネルギー賦課金単価
【2.64円/kWh】

①買取費用 - ②回避可能費用 + ③費用負担調整機関事務費

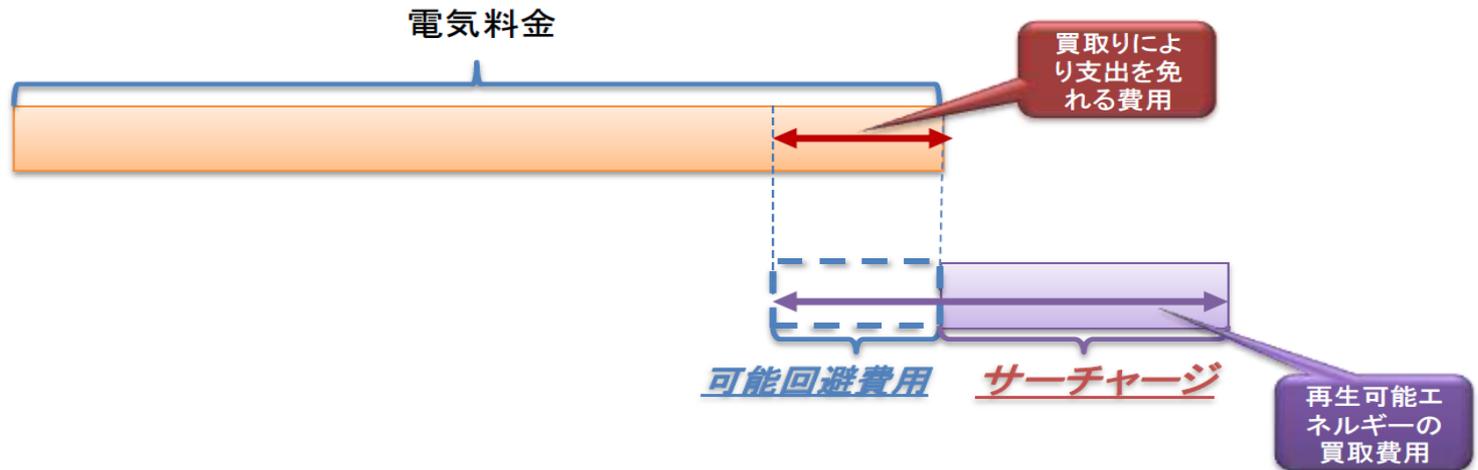
④販売電力量

※毎年度、当該年度の開始前に経済産業大臣が定める

①買取費用	…電気事業者による買い取りの総額	【27,045億円】
②回避可能費用	…電気事業者が支出を回避できた費用	【5,644億円】
③費用負担調整機関事務費	…費用負担調整機関が積算し、経済産業大臣の認可を得て決定される同期間の事務費用	【2.9億円】
④販売電力量	…電気事業者が供給する年間の電力量	【8,106億kWh】

【 】はH29年度の金額

＜回避可能費用とサーチャージの概念図＞



■平成29年度以降の新規参入者向け買取価格 (平成29年3月14日公表)

出典：固定価格買取制度ガイドブック2017 (平成29) 年度版 (経済産業省資源エネルギー庁)

調達価格等算定委員会の「平成29年度以降の調達価格及び調達期間に関する意見」を尊重し、経済産業大臣が決定

太陽光発電

太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステム。家庭用から大規模発電用まで導入が広がっています。

風力発電

風の子カラで風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。ウインドファームのような大型のものから、学校などの公共施設に設置される小型のものもあります。

水力発電

水力発電はダムなどの落差を活用して水を落下させ、その際のエネルギーを用いて発電します。現在では農業用水路や小さな河川でも発電できる中小規模のタイプが目立っています。

地熱発電

地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などで取り出し、タービンを回して発電します。使用した蒸気は水にして、還元井で地中深くに戻されます。日本は火山国で、世界第3位の豊富な資源があります。

バイオマス発電

動植物などの生物資源(バイオマス)をエネルギー源にして発電します。木質バイオマス、農作物残さ、食品廃棄物など様々な資源をエネルギーに変換します。

電源	調達区分	1kWh当たり調達価格				調達期間		
		平成28年度(参考)	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
太陽光 ^{※1}	2,000kW以上(入札制度適用区分) ^{※2}	24円+税	入札制度により決定			20年間		
	10kW以上2,000kW未満	24円+税	21円+税	—	—			
	10kW未満	出力制御対応機器設置義務なし	31円	28円	26円	24円	10年間	
		出力制御対応機器設置義務あり ^{※3}	33円	30円	28円	26円		
10kW未満(ダブル発電)	出力制御対応機器設置義務なし	25円	25円		24円			
	出力制御対応機器設置義務あり ^{※3}	27円	27円		26円			
風力	20kW以上(陸上風力)	22円+税	平成29年度末まで20円+税	20円+税	19円+税	20年間		
	20kW以上(陸上風力)リプレース	—	18円+税	17円+税	16円+税			
	20kW以上(洋上風力) ^{※4}	36円+税	36円+税					
	20kW未満	55円+税	—					
水力	5,000kW以上30,000kW未満	24円+税	(平成29年度末まで24円+税)			20年間		
	1,000kW以上5,000kW未満		27円+税					
	200kW以上1,000kW未満	29円+税	29円+税					
	200kW未満	34円+税	34円+税					
水力(既設導水路活用型) ^{※5}	5,000kW以上30,000kW未満	14円+税	12円+税					
	1,000kW以上5,000kW未満	21円+税	15円+税					
	200kW以上1,000kW未満	21円+税	21円+税					
水力	200kW未満	25円+税	25円+税					
	地熱	リプレース	15,000kW以上	26円+税	26円+税			15年間
15,000kW以上全設備更新型			—	20円+税				
15,000kW以上地下設備流用型			—	12円+税				
リプレース		15,000kW未満	40円+税	40円+税				
		15,000kW未満全設備更新型	—	30円+税				
		15,000kW未満地下設備流用型	—	19円+税				
バイオマス	メタン発酵ガス(バイオマス由来)		下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス	39円+税	39円+税			20年間
	間伐材等由来の木質バイオマス	2,000kW以上	間伐材、主伐材 ^{※6}	32円+税	32円+税			
		2,000kW未満		40円+税	40円+税			
	一般木材バイオマス ^{※7}	20,000kW以上	製材端材、輸入材 ^{※8} 、パーム椰子殻、パームトランクもみ殻、稲わら	24円+税	(平成29年度末まで24円+税)			
		20,000kW未満			24円+税			
	建設資材廃棄物	建設資材廃棄物(リサイクル木材)、その他木材	13円+税	13円+税				
	一般廃棄物・その他バイオマス	剪定枝・木くず紙、食品残さ、廃食用油、黒液	17円+税	17円+税				

第六節 基礎的電気通信役務支援機関

(基礎的電気通信役務支援機関の指定)

第百六条 総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供の確保に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）として指定することができる。

一～三（略）

(業務)

第百七条 支援機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次条第一項の規定により指定された適格電気通信事業者に対し、当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(適格電気通信事業者の指定)

第百八条 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、適格電気通信事業者として指定することができる。

一～三（略）

2～5（略）

(交付金の交付)

第百九条 支援機関は、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）ごとに、総務省令で定める方法により第百七条第一号の交付金（以下この節において単に「交付金」という。）の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

- 2 適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定するための資料として、前年度における前条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。
- 3 前項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。
- 4 支援機関は、第一項の認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、交付金の額を公表しなければならない。

(負担金の徴収)

第百十条 支援機関は、年度ごとに、支援業務に要する費用の全部又は一部に充てるため、次に掲げる電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この条において「接続電気通信事業者等」という。）から、負担金を徴収することができる。

(以下略)

- 2 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により負担金の額を算定し、負担金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。
- 3～8（略）

ユニバーサルサービス料金の算出方①

交付金・負担金の額は、支援機関が、以下の手順で毎年度算定し、その申請を受けて、総務大臣が認可。

①適格電気通信事業者のユニバーサルサービス収支の算出

NTT東西のユニバーサルサービスの収支が赤字の場合、ユニバーサルサービス制度に基づく補填を実施。

NTT東西の2015年度のユニバーサルサービス収支

NTT東日本				
単位: 百万円				
		営業収益	営業費用	営業利益
加入電話	基本料	217,628	254,559	△ 36,931
	緊急通報	-	270	△ 270
第一種公衆電話	市内通信	575	2,381	△ 1,806
	離島特例通信	1	4	△ 2
	緊急通報	-	2	△ 2
合計		218,205	257,217	△ 39,012

NTT西日本				
単位: 百万円				
		営業収益	営業費用	営業利益
加入電話	基本料	220,637	261,411	△ 40,773
	緊急通報	-	309	△ 309
第一種公衆電話	市内通信	319	1,842	△ 1,522
	離島特例通信	1	5	△ 4
	緊急通報	-	2	△ 2
合計		220,958	263,570	△ 42,611

②補填額の算定

法令で定める算定方法に基づき、サービス毎の補填額を算定。

○補てん対象額						
	加入電話		第一種公衆電話			合計
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報	
NTT東日本	2,052百万円	33百万円	1,946百万円	3百万円	2百万円	4,035百万円
NTT西日本	1,087百万円	24百万円	1,775百万円	6百万円	1百万円	2,892百万円
東西計	3,139百万円	57百万円	3,721百万円	8百万円	3百万円	6,927百万円
(参考) 前年度	2,958百万円	60百万円	3,731百万円	8百万円	3百万円	6,760百万円
増減	+181百万円	▲4百万円	▲10百万円	+1百万円	▲0百万円	+168百万円

補填額

【対象額の算出方法】

- 加入電話: 補填の対象となる「高コスト地域」(上位4.9%の高コスト加入者回線が属する地域)に属する加入者回線のコストのうち、一定のベンチマークを超える部分(ベンチマーク方式)
- 緊急通報: 緊急通報繋ぎこみ回線(NTT東西の電話局と警察の110番司令室等を繋ぐ専用線等)に係るコストのうち、「高コスト地域」に属する加入者回線に対応する部分
- 第一種公衆電話: 全電話局の第一種公衆電話に係るコストと収益の差額

ユニバーサルサービス料金の算出方②

③番号単価の算定と交付金・負担金額

○番号単価（合算番号単価）

$$= \frac{\text{補填対象額 (6,927百万円)} + \text{支援業務費 (73百万円)} - \text{予測前年度過不足額 (129百万円)}}{\text{平成29年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計 (2,908百万番号)}}$$

$$= 2.362744607\text{円} / \text{番号} \cdot \text{月}$$

 **2円/番号・月**

- 補填額及び支援業務費（負担金の徴収、交付金の交付等に関する支援機関の事務費用等）の合計額を負担事業者の使用する電話番号の総数で除し、1電話番号あたりの負担額（番号単価）を算定。
- 番号単価に各事業者のそれぞれの月における使用電話番号数を乗じて各月の負担金額を算出。また、補填額からNTT東西の算定自己負担額（NTT東西が負担事業者として負担する負担金額のうち、自らの補填分）を差し引き、交付金額を算出。

なお、負担事業者の多くは、利用者とその負担を転嫁しており、番号単価を基に「ユニバーサルサービス料」を設定している。

【ユニバーサル料金の推移】

	平成18年度認可分 <制度稼働初年度>		平成19年度認可分 <制度稼働2年度目>	
	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価
加入電話 (基本料)	12,011	7円 /番号・月	9,243	6円 /番号・月
加入電話 (緊急通報)	83		73	
第一種 公衆電話	3,083		4,245	
合計	15,178		13,561	

	平成20年度認可分 <制度稼働3年度目>		平成21年度認可分 <制度稼働4年度目>	
	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価
加入電話 (基本料)	13,787	8円 /番号・月	14,493	8円 /番号・月
加入電話 (緊急通報)	62		60	
第一種 公衆電話	4,190		4,261	
合計	18,040		18,814	

	平成22年度認可分 <制度稼働5年度目>		平成23年度認可分 <制度稼働6年度目>	
	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価
加入電話 (基本料)	10,953	7円 /番号・月	7,081	5円 /番号・月 (前半)
加入電話 (緊急通報)	49		51	
第一種 公衆電話	4,193		3,974	
合計	15,195		11,106	3円 /番号・月 (後半)

	平成24年度認可分 <制度稼働7年度目>		平成25年度認可分 <制度稼働8年度目>	
	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価
加入電話 (基本料)	3,503	3円 /番号・月	2,975	3円 /番号・月
加入電話 (緊急通報)	40		44	
第一種 公衆電話	3,820		3,861	
合計	7,363		6,880	

	平成26年度認可分 <制度稼働9年度目>		平成27年度認可分 <制度稼働10年度目>	
	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価
加入電話 (基本料)	2,970	2円 /番号・月	2,958	2円 /番号・月 (前半)
加入電話 (緊急通報)	53		60	
第一種 公衆電話	3,862		3,742	
合計	6,885		6,760	3円 /番号・月 (後半)

	平成28年度認可分 <制度稼働11年度目>	
	NTT東西 合計 (単位:百万円)	番号単価
加入電話 (基本料)	3,139	2円 /番号・月
加入電話 (緊急通報)	57	
第一種 公衆電話	3,732	
合計	6,927	